BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIARIE DU JAPON
(FONDEE EN MARS 1888.)
No 126. NOVEMBRE 1898
大日本監獄協會雜誌
明治廿一年五月創刊
本月一回發行

明治參拾壹年
本會總會演說速記

鈴木內務次官の演說
小倉監獄局長の演說
小河監獄事務官の演說
小河氏の獄制論
教誨論に係る諸家の寄稿

拾週年祭會員撮影

第十一月刊行

第百貳拾六號

大日本監獄協會雜誌第百貳拾六號目次

◎本會十週年紀來會者撮影肖像

◎論說

○獄制談……小河滋次郎……一

○監獄教誨に就て所感を述ぶ附て教誨師諸君に一言す……都築南山……一一

○巢鴨監獄署の教誨主義に就て……崎末吉……一一六

○巢鴨監獄署に於ける教誨師會議に提する中央新聞の記事評論を讀む……稲澤勇太郎……二五

○道義教誨の弁を論す……拳城逸人……三五

○教誨師待遇に付宗教者諸君に望む……古嵩生……四〇

◎本會總會講談

○長屋肥務委員長演說……四二

○小河事務官演說……四四

○小倉局長演說……四七

○鈴木次官演說……五〇

○長屋庶務委員長挨拶……五三

◎雜錄

○監獄局長勇任となる○監獄局の主管事務に就て○監獄事務官奥獄の年功加俸○警視廳北海道廳奥獄の改正俸給例○集治監假留監官制の改正○判任官の俸給增加○奥獄特別任用令は改正せらるへし○判任官の新俸給例實施に就て○服制並に看守給與品貸與品規則の改正○看守教習規則の改正發布○押送規則の誤解○小河事務官の歸京

◎敎誨

○巢鴨監獄教誨師處分の問題……五七

◎海外通信……六一

○本會特別會員在伯林岡田朝太郎氏より佐野尙氏への書簡……六四

◎本會記事……六五

◎官報……七〇

◎寄贈書目……

◎附錄

○日英對照監獄則

大日本監獄協會雜誌第百貳拾五號目次

●奥獄諸士を送るの辭……一

●奥獄諮問會……四

○奥獄會議日割……五

○板垣內務大臣の演說……六

○小倉監獄局長の演說……一一

○巢鴨病院長片山醫學博士の演說……一九

○横田大審院檢事總長の演說……二九

○長谷川衛生局長の演說……三三

●奥獄協議會……六一

●雜錄……七〇

○監獄費國庫支辨の議○監獄則改正案○奥獄諮問會の結果○協議會○巡査看守給助停止の者の解釋

○小河事務官の出發○小倉監獄局長

●官邸茶話會……七二

○曉餐會に於ける板垣內務大臣の演說

●本會記事……七四

大日本監獄協會十週年祭



明治卅一年九月廿六日撮影

撮影肖像者氏名

（一）管井三池集治監典獄（二）眞木大坂府典獄（三）山上計表課長（四）長屋東京集治監典獄（五）小倉警保局長（六）鈴木内務次官（七）小河監獄事務官（八）神谷京都府典獄（九）佐野尙（一〇）松山青森縣典獄（一一）山崎岐阜縣典獄（一二）杉野群馬縣典獄（一三）豐野和歌山縣典獄（一四）森田山梨縣典獄（一五）佐藤沖繩縣典獄（一六）木名瀨新潟縣典獄（一七）畑宮城集治監典獄（一八）五十嵐長野縣典獄（一九）坪井山口縣典獄（二〇）山縣山形縣典獄（二一）山崎宮城縣典獄（二二）鈴木鹿島縣典獄（二三）山崎社寺局員（二四）木戸愛媛縣典獄（二五）八田奈知分監長（二六）野崎福島縣典獄（二七）原田千葉縣典獄（二八）長谷川鳥取縣典獄（二九）高木秋田縣典獄（三〇）若山警視廳典獄（三一）千頭愛知縣典獄（三二）野口茨城縣典獄（三三）森奈良縣典獄（三四）黒澤岡山縣典獄（三五）藤澤熊本縣典獄（三六）柿木原宮崎縣典獄（三七）千石長崎縣典獄（三八）臼井石川縣典獄（三九）清水大分縣典獄（四〇）山口富山縣典獄（四一）坂本市谷典獄（四二）市川埼玉縣典獄（四三）佐藤北海道廳典獄（四四）小野佐賀縣典獄（四五）田中廣嶋縣典獄（四六）筒井滋賀縣典獄（一）新妻神奈川縣典獄（四七）甲斐德島縣典獄（四八）西村兵庫縣典獄（四九）宇田靜岡縣典獄（五〇）河俣福岡縣典獄（五一）廣澤高知縣典獄（五二）田井福井縣典獄（五三）高木香川縣典獄（五四）有馬巢鴨典獄（五五）赤司監獄局員（五六）羽村監獄局員（五七）三浦監獄局員

此の外隨行員諸士は一々其の容顏を知り難きを以て之を略す

大日本監獄協會規則

第一條　本會は大日本監獄協會と稱す（明治二十一年三月創立）

第二條　本會の目的は監獄事業を贊助し其改良進歩を圖るにあり

第三條　本會の事業は左の如し

一　監獄事業を擴張する事

二　不良少年の感化事業を奬勵する事

三　出獄人保護事業を奬勵する事

四　監獄事業上の諮問質問に答ふる事

五　監獄に關する飜譯并に著述を爲す事

六　監獄に關する圖書を出版する事

七　本會の雜誌を發刊する事

八　監獄衛生を奬勵する事

九　萬國監獄公會萬國監獄委員及各國監獄協會との通信往復等に關する事

第四條　本會は少なくも三ヶ月に一回常集會を開き獄事上の研究講議討論會及談話等を擧行するものとす

第五條　本會は毎年一回總會を開き會務の報告を爲すものとす

第六條　雜誌に掲載せる事項は左の如し

一　本會の事業に關する事

二　監獄に關する法令

三　監獄の學理及實際に關する事項

四　衛生に關する事

五　統計に關する事

六　會員の通信寄書又は質疑

第七條　本會は左の會員を以て組織す

一　名譽會員

二　特別會員

三　終身會員

四　維持會員

五　通常會員

第八條　名譽會員は本會の特に推薦するものとす

特別會員は監獄事業に功勞ある者又は本會に稗益あるものとす

終身會員は一時金拾五圓以上を納るゝものとす

但五ヶ年間納るゝものも終身會員とす

通常會員は雜誌を購讀し毎月其金七錢を納るゝものとす

第九條　本會は皇族を仰きて推戴員とす

第十條　本會は皇族を奉戴して總裁に仰くものとす

第十一條　名譽會員及特別會員は終身會員及維持會員之を選擧す

第十二條　本會に左の役員を置く

一　會長　壹名　二　調査委員長　壹名

三　庶務委員長　壹名　四　會計監督　壹名

五　評議員　若干名　六　調査委員　若干名

七　庶務委員　貳名　八　會計主任　壹名

九　補佐　壹名　十　寫字生　壹名

第三十條　調査委員長庶務委員長及評議員は其任期を三ヶ年とし名譽會員特別會員終身會員及維持會員之を選擧す但再選せらるゝことを得

第十四條　調査委員及庶務委員以下の役員は調査庶務兩委員長の發

議に依り會長之を囑托するものとす但調査委員及庶務委員は評議員及編輯の事務を兼ることあるへし

第十五條　役員は總て名譽職とす

但庶務員以下の役員に限り手當を給することあるへし

第十六條　特に本會に功勞あるものには有功章を贈與することあるへし

第十七條　雜誌は毎月一回會員に頒つ

但雜誌に掲載したる寄書には報酬を爲すことを得

第十八條　會費又は雜誌の代價は前納するものとす

但數月分一時に前納するも妨けなし

第十九條　入會せんとする者は本會事務所へ申込みあるへし

本會名譽會員

侯爵　蜂須賀茂韶君
侯爵　伊藤博文君
侯爵　山縣有朋君
伯爵　板垣退助君
伯爵　樺山資紀君
子爵　山尾庸三君
子爵　榎本武揚君
子爵　芳川顯正君
清浦奎吾君

本會特別會員

内務次官　鈴木充美君
貴族院議員　小原重哉君
茨城縣知事　小野田元熙君
臺灣總督府民政局長　後藤新平君
監獄局長　小倉久君
北海道集治監典獄　石澤謹吾君
法科大學長法學博士　穗積陳重君
大學教授法學博士　梅謙次郎君
法學博士　本野一郎君
法科大學教授法學博士　穗積八束君
法科大學教授　寺尾亨君
監獄事務官　小河滋次郎君
大學助教授法學士　岡田朝太郎君
獨逸法學博士辯護士　岸小三郎君

特別會員待遇

獨逸法學博士日本帝國法科大學教授　レンボルム君

終身及維持會員は多數なるを以て畧す

本會役員

調査委員長　小原重哉
臨時會計監督　石澤謹吾
庶務委員長　長屋又輔

評議員は多數なるを以て畧す

調査委員　武田英一
仝　深井鑑一郎
仝　加地彭太郎
庶務委員　佐野尙
編輯主任　小林益三郎
會計主任　鑓
速記主任　池田宗平
出版主任

大日本監獄協會雜誌第百二十六號　明治三十一年十一月

論說

◉獄制談（續き）

小河滋次郎口述
本會速記者速記

勞役場の實況に付いて私の見た所を以て概括して言へば、嚴格に失するものと放漫に流るゝものとの極端に分れたる二樣あるといふことを斷言することが出來る、塊地利に於けるものは概して放漫に流れる方で、獨逸に於けるものは多くは嚴格に失するやうである、而して其放漫に流るゝものは勞役場を以て彼の乞丐浮浪者等の一種の「バラヂース」即ち樂土の感あらしめ、嚴格に失するものは彼等をして現世の地獄たるの思ひあらしむるやうである獨逸などに於ては往々新聞紙などに勞役場の虐待事件、官吏が非常に勞役囚を苛酷に扱ふといふ批難があるので、現に私が彼地に滯在して居つた頃に裁判沙汰になつたことなども一二件あつたのでありまするが、實際亦苛酷といはないまでも監獄に比すれば冷淡な、不人情な待遇あるを免れない實況であつて、衛生、規

塊地は放漫に流れ獨逸は嚴酷に失す

勞役場には之れに適當なる一種の管理法あるを要す

獨逸刑事統計

懲役

禁錮

等、減謹其他諸般の事が監獄に比すれば遙に劣つて居るのでありまする、兎に角私の考では勞役場に對しては之に固有なる一種の「システム」が發見せられて、之に因つて完全な處遇法を立てるやうにならなければなるまいと思ふのでありまする、

場地利に付いて調べた監獄制度の話は尚ほ色々ありまするが、それは後回に讓るとして暫く事を變へて是から獨逸の刑事統計の事に付いて少し御話を致しませう、

近來獨逸では罰金刑の範圍を追々擴めることになつて參りましたが、今千八百九十三年の統計に據つて各種の刑を如何なる割合に依つて科して居るかといふことを調べて見まするのに、矢張第一が禁錮の刑であつて、同年間に之を適用した割合が總受刑者に對する百分の五十九、一、次が罰金の刑で、之が百分の三十六、三、第三懲役、之が百分の二、六、第四譴責、是は獨逸の刑法に依つて未丁年囚の初犯者に對して行ふもので、其數百分の一、八、次が拘留、之が百分の〇、二、第六城砦刑、是は決鬪其他軍人などの犯罪に對して行ふもので其數百分の〇、〇二、終りに來たるものが死刑之が百分の〇、〇一といふ割合になつて居りまする、

懲役刑は最長期が終身、最下限が一年でありまするが、最も適用の多いのが二年以上、之が懲役刑總數の百分の四十四、八を占めて居り二年乃至五年以下の分が四十二、五、五年以上のものが十二、八、又禁錮刑、是は一日以上五年以下と記臆して居りまするが、最も多いのが一箇月以上八箇月、其割合總禁錮刑に對する百分の二十六、八、二年以上になりまするとズット少くなりまして一年乃至二年以下の割合が百分の三、六、二年以上は僅に百分の一、一是を以て見ましても最も多く

適用されるのは短期刑であるといふことが分るのでありまする、

犯罪の種類に付いて調べて見まするのに一番多いのが矢張窃盜罪であつて、犯罪人一萬人の中で二千六百四十四、三を占め、第二が毆打創傷罪、之が二千三百四十五、三、次が公の秩序に對する犯罪、其數千二百三十人、第四が侮辱罪、之が千七十一、六、獨逸といふ國は非常に名譽を貴ぶ所であつて、從つて侮辱罪といふやうな者は多數あるのでありまする、上流社會になると侮辱罪で訴へる代りに決鬪を爲すのであつて、自分が侮辱されたが爲めに之を官に訴へて刑法の制裁を加害者に加へるといふやうなことは多くは中流以下の間に行はれるのでありまするが、兎に角毀損せられたる名譽を回復するといふ氣性は殆ど獨逸の國粹といつても宜いのでありまする、第五が詐僞、之が五百二十六、四、國憲に對する犯罪、之が三百八十九、五、それから段々色々な種類がありまするが、悉く之を列べるといふことは餘り煩雜でありまするから略して重もなるものの二三を申しますると、僞證罪、之が矢張一万人に對して三十八、八で割合に隨分多數である、生命に對する犯罪が三十二、七即ち謀故殺といふやうな者が此中に這入るのである、强盜が二十二、四、不敬罪、之が十三、七、割合に多數と謂はなければならぬ、即ち獨逸などには社會黨といふものが多數で、多くは此種類の者に因つて起さるるのでありまする、貨幣僞造變造に關する罪が五、一、決鬪が一、五、此數の割合は殆ど數十年間を通じて同一であるといふことは最も注意すべき點である、最も近年に至つて不敬罪の數は稍々增加する傾きを呈して居りまする、即ち社會黨が追々擴張する結果と謂はなければならない、又窃盜及び毆打創傷等の犯罪は近年追々減少する方である

犯數

此創傷罪が割合に多數を占めて居るのを見ましても獨逸人が善く言へば尚武の氣性に富んで居る又惡く言へば野蠻であるといふことが分るのであります、殊に獨逸の南部の地方が割合に多いやうでありますが、是は全く南部は葡萄などの能く出來る所で、從つて葡萄酒に醉興する者が多い又工業の盛なる地方は他の地方に比して多數である、是は全く職工などが多くあつて、さういふ社會の者は兇暴であるが爲めであり、又總ての犯罪が北の方が多數である、是は獨國の方に接した所であつて、一般に比較的野蠻の結果であるといふことが分ります、

又犯數の上の調べを見ますると、是は近年追々再犯以上の割合が增加する傾向でありますが、最近の即ち千八百九十三年の調べに據つて見ますると、再犯以上の者が百人の中で三十五、二であります、千八百八十八年乃至九十二年間の調査に據るに百人中三十二、六、又千八百八十三年乃至八十七年の調査に據れば百人中二十七、三である、

獨逸と申すのは獨立した數箇國から成る所の聯邦でありて、即ち國が二十四、其中に王國が四つ大公國が六ッ、公國が五ッ、又侯國が七ッ、其他に獨立府といふのが三ッありて之を合はせたものが即ち獨逸であつて、監獄の制度は國に依つて皆異なつて居るのである此聯邦の覇權を持つて居るのが則ち「プロイセン」であつて、「プロイセン」の王が同時に獨逸皇帝の位を持つて居るのである、故に動もすれば「プロイセン」と獨逸は同じものゝやうに考へる者があるけれども、其實「プロイセン」は獨逸聯邦中の一王國たるに過ぎないのである、監獄制度の如き同じ獨逸の中でも稍々優劣があるのであつて、一番早く改良せられて今日でも亦割合に能く進歩して居るのは「バーデン」『バイエルン』「サクセン」並に「プロイセン」の此四箇國であるのです、

監獄改良家「ミッテルマイエル」氏

夙に監獄改良の必要を熱心に唱へたのが「バーデン」の刑法學者で「ミッテルマイエル」といふ人であつて、此人の丁度孫に當る人が今大學の教授をして居りまして、矢張り監獄事業には熱心家の一人であつて、まだ年齢は三十五六此人は巴里の會議以來私も懇意にして居り亦留岡君なども常に文通などをして居る人ですが、即ち此人の祖父さんに當る前申す「ミッテルマイエル」といふ人は學問の上から熱心に監獄改良の必要を唱へて其働らきが獨逸全國に行渡つて、獨逸全般の監獄改良を促すに至つたとである、それで同じ獨逸聯邦の監獄でも或は司法省に屬して居る所があり又は内務省の管轄になつて居る所もありまする、どちらかと申せば寧ろ司法省の所轄になつて居る國の方が多いのである、此監獄所轄問題の事に付いては私も一箇の宿論を持つて居りまするが、私が段々研究した所に據つて見るのに小さな國に於ては監獄事業を以て司法省の管轄に屬せしむるといふことが却て得策であらうと思ひまするが、國が大きければどうしても内務省の管轄に屬せしめねばならないといふことを信ずる、それで此「プロイセン」の監獄は一部司法省に屬し一部内務省に屬して居ることになつて居りまするが、其區劃境域といふものが極めて曖昧であるのです、是は全く此國の沿革上から來て居るので、決して或一定の理窟に基いて居るのでは無いのである、此管轄の分劃されて居るといふことは「プロイセン」の獄政改良の一大妨害を爲すものであつて、監獄行政の不便といふことは我々が局外で傍觀するより亦一層甚しい事情があるのであります、故に今日に於て是非共之が改正を斷行したいといふことに付いては政府に於ても大に

苦心計畫して居ることでありまするから、早晩必ず孰れにか之を歸一せしむるに至るであらうと思はれる、而して一般の傾向の上から之を見まするに早晩必ず內務省の所轄の下に總ての監獄が歸一せらるゝに至るといふことを疑はないのである、

各監獄の數

それで「プロイセン」に於ける監獄の內務省の所轄に屬して居る分が懲役監で三十五、地方監獄で大きいのが十七、總てで五十二ありまする、此中で千人以上入れて居る監獄といふものは僅に一つです、九百人以上千人以下のものも一つ、八百人以上九百人以下のものが三つ、七百人以上八百人以下のものが五つ、六百人以上七百人以下のものが四つ、五百人以上六百人以下のものが十、四百人以上五百人以下のものが十二、即ち一監獄として學理上最も適度の囚員を保つて居る監獄の數が一番多いのであるそれから下つて三百人以上四百人以下といふものが四つ、二百人以上三百人以下といふものが四つ、百人以上二百人以下が四つ、五十人以上百人以下及び五十人以下といふのが各々一つであります、さうして此五十二箇所の監獄に拘禁して居る囚徒の數が最近即ち昨年の三月末日の調査に據つて見まするとて二萬五千四百七十一人である、其前の年の調査に較べて見まするとて殆ど六百人の減少を見て居る、此外に尙ほ內務省の所轄に屬する監獄、之を區監獄と稱して居りまするが、總て南の方の「ライン」州に在るので、此數が總てで八十六ありまするは何れも小監獄であつて、多くて四十人少いのは僅に三四人位しか居らないのである、此處に拘禁する囚徒の刑期は總て二週間以下であつて其他は總て區裁判所に屬する刑事被告人のみであります、司法省に屬する監獄の數は總てで千十九ある、此處へは刑事被告人と囚人……囚人

囚員

區監獄

は拘留及び禁錮刑に處せられた者に限るのであつて、司法省の方の監獄には懲役監といふものは一箇所も無いのであります、司法省の方に屬する監獄には千人以上のものが三つある、八百人以上九百人以下のものが一箇所、五百人以上六百人以下のものが六箇所、二百人以上三百人以下のものが三箇所、四百人以上五百人以下のものが十一百人以上二百人以下のものが五十八、五十人以上百人以下のものが八、五十人以下のものが八百五十一、是を以て見まするとて司法省の方の監獄には適度の囚員を保つて居るものが甚だ少い、百人以下の司法小監獄が最も多數を占めて居るといふことが分るのであります、從て司法省の方の監獄には完全なものが無いといふことが分るのであります、實際亦私の目擊した所に據つて見ましても同じ「プロイセン」の監獄であつても司法省の方の監獄と內務省の方の監獄とは全く其趣きを異にして居つて前者の比較的改良せられて居らぬといふことは甚しいのである、曾て私が兩者を比較して評を下した言葉に、內務省の監獄を去つて司法省の監獄に入れば恰も規律の整然として森嚴なる兵營から亂雜汚穢の木賃宿に入るが如き觀あるといふことを申しましたが、此評は決して誣言で無いといふことを私は信じて居るのである、最も司法省の所屬に在るものでも「ベルリン」に在る拘置監及び囚人監の如きは構造も完全であり、又之に從事して居る所の官吏も斯道に有名の人のみであるから、從つて能く行屆いて居るのである、但其在監人の數の如きは二箇所共千人以上、一方の囚人監の如き則ち「ブレッエンゼー」監獄の如きは千四五百人も拘禁して居る大監獄であつて、仮令建物は完全に出來て居りましても刑の執行の点なぞに至つては不

兩監獄所轄監獄と內務省所轄監獄との比較

懲治監

勞役場

各監獄必ずしも典獄を置かず

上等官

監獄官會議

完全を免れないのである、是は全く囚徒が不適度の數を置いて居るが爲めでありまする、又「プロイセン」に於ける懲治監即ち獨逸の刑法に依つて不論罪に處せられたる十二歳乃至十八歳の幼年犯罪者を入れる所でありまするが是は内務大臣の管轄に屬して居りまする、此處に拘禁されてある懲治人の數は最近の調査に據れば五百七十三人である、尙ほ其他に私立の感化院なるものがありまするが、是も總て内務大臣に於て監督するのである、其他内務大臣は勞役場の監督權も持つて居るのでありまする、是から御話するのは總て「プロイセン」の内務大臣の所轄に屬する監獄に關することでありまするが、各監獄必ずしも典獄を置くといふ譯では無く、典獄を置いてあるのは三十六箇所の監獄である、十六箇所の監獄には、理事長といふ者が置かれてあつて、之が其監獄を總轄して居るのでありまする、監獄に於ける上等官といふのは典獄又は理事長の外會計理事、用度理事及び作業理事其他書記及び試補、之に敎誨師、醫師及び敎師でありまする、敎誨師には新敎に屬する者と舊敎に屬する者と各々別に設けられてあつて、尙ほ又若し猶太宗の囚徒を平均十人以上拘禁する場合に於ては同囚の僧侶を以て敎誨師に宛てるといふことになつて居りまする、醫師は總て本官では無いので、恰も我邦の囑託といふやうな資格を持つて居るのであつて、多くは市醫、區醫又は郡醫といふやうな者を以て之に兼務させるといふことになつて居りまする、上等官は監獄に於て毎日開く所の司獄官會議に參列する權利及び義務を持つて居る、尙ほ一週に二回以上は參列しなければならぬといふことになつて居りまする、此司獄官會議といふものは先年までは監獄に依つて或は一週二回開くといふやうな

下等官

獄制上の一缺点

司法省所轄の監獄に奉職する所の官吏は多く法律家出身の人なり

監獄官練習所

典獄以下俸給

ことで區々になつて居りましたが、一昨年三月の内務省令を以て各監獄に於て必ず毎日規則として開かなければならぬといふことに規定せらるるに至りました、下等官といふのは看守長、監長、授業師、傭員等でありまして、看守は通例四人二十人に對して一名を置くの程度になつて居る、小監獄に於ては別に監長の設けが無くして、其職務即ち被服、臥具、器具等の管理に關する職務は看守長をして之を兼攝せしむることになつて居りまする、彼地では日本の傭員などのして居る即ち寫字とか或は製圖、製表等のことを囚徒にさせることが出來ることになつて居りまするが、是は獨逸の獄政上の一缺点であつて、「クローチー」爺の如きは頻に之を禁絶せんことを苦慮されて居りまするが、如何せん因襲の久しき容易に之を改正することが出來ないといふことでありまする、現に「プロイセン」の模範監獄とも謂ふべき「モアビート」監獄に於てすら……此處は平均六百人内外の囚徒を拘禁して居りまするが、常に四人乃至六人位の囚徒は此寫字製表等の所謂事務に從事して居るやうな實況である、

監獄の上等官は大部分皆て軍人たりし經歴のある者でありまする、「プロイセン」には未だ監獄官練習所といふやうなものの設けは無くして總て實務的に練習させるといふ方針を執つて居りまする、尤も之には目下反對論のあることで是非共練習所を設けなければならぬといふ説が追々勢力を占めて參る傾きでありまする、尤も實務的に練習するといふ其間は尠くも六箇月以上であつて此間は見習として本官には採用しないのでありまする、

典獄の給料は三千六百マルク以上六千マルク以下、理事長は二千四百マルク以上四千百マルク以

下、理事は二千百マルク以上三千八百マルク以下、書記は千五百マルク以上二千七百マルク以下、教誨師は二千四百マルク以上四千八百マルク以下、教師は千五百マルク以上二千七百マルク以下、女教師は千二百マルク以上二千二百マルク以下、女監長は二千七百マルク、監長は千二百マルク以上千八百マルク以下、看守長は千二百マルク以上千六百マルク以下、女看守長は九百マルク以上千五百マルク以下、技手は千二百マルク以上千八百マルク以下、授業手は千二百マルク以上千六百マルク以下、女授業手は九百マルク以上千五百マルク以下、看守は九百マルク以上千五百マルク以下、女看守は七百マルク以上九百マルク以下、監獄醫は囑託料が千八百マルクから三千六百マルクまでに至ります、一マルクは凡そ我五十錢に當る

巢鴨監獄署教誨師紛擾事件の大要は載せて各新聞紙上に在るを以て今再び之を縷說せず、有馬典獄並に石川師の處置の是非は之を別問題とし、其の歸着する所、監獄教誨は佛教を是とすべきや將た耶蘇教を是とすべきや、若くは道義教誨に依るを可とすべきやの難問なり、我輩の研究せんとする所亦之に外ならず、想ひ起す、本會曾て外國人拘禁の場合に當ては早晩是等の問題に遭遇すべきを思惟し、教誨をして有効ならしむるの方法如何との疑問を掲げ廣く會員諸君の意見を採る所ありしに、議終に決せず、再び今日あるを致せり、惟ふに今日と雖も各典獄並に其他の諸君各々其の論旨を異にせらるゝ所あらむ、將來の爲め今日に於て之を研究せらるゝは極めて必要と信ず、各員庶幾くは其の意見を寄せられんことを、本會亦其の紙面を割くに吝ならざるべし

編輯員識す

◉監獄教誨に就て所感を述ぶ、附て教誨師諸君に一言す

南都生

此頃警視廳巢鴨監獄署に於て從來の眞宗教誨師を却け、新に基督教誨師を採用したる一件に關し、頃日來京地の諸新聞紙或は演說會に於て囂々其の非擧を論議し、監獄教誨問題は今や將に社會問題として頭角を顯はさんとせり、余輩は事の是非に關せず、監獄問題が斯くの如く社會人士の注意を惹かんとするの氣勢あるを看て、斯道の爲め大に之を賀せんとするものなり、巢鴨監獄が眞宗教誨師を却け、基督教誨師を採用したる其の眞意は果して那邊に存するかは余輩の知る所にあらずと雖、新聞紙の報ずる所に據て見れば、基督教信者に對し强制的佛像を禮拜せしめ佛教を傾廢せしめんとするは信教の自由を妨げ憲法の精神に悖戻する事（一）、從來の教誨師は教誨不熱心にして奏効顯著ならざる事（二）、此の二事即ち原因となりたるものゝ如く察せらる、果して然らば余輩は巢鴨監獄が這般の措置に就き敢て其の擧を賛するものにあらずと雖、或る意味より云ふときは寧ろ時宜に投するの對症劑ならん乎と思考するものなり、

然りと雖余輩の茲に深く懼れを懐く所のものは、今後地方幾多の監獄に於て、巢鴨監獄の爲す所に倣ひ、信教自由教誨不熱心なぞ單一理由に口籍して漫りに佛教教誨師を却け、基督教誨師を容るゝもの陸續現出せざるなき乎の一事なり、

國民信教の自由は、我憲法の明かに保障する所なりと雖、所謂信教の自由とは、國家の政治を以て國民宗教上

に於ける內部の信念に干渉せず、社會の安寧秩序を害せざる限りは、個人の隨意に任せ威力を用ひて妨ぐることなく、又助くることをもせざるとの意に外ならず、然らば今基督敎を奉ずる四人に對し、本人の喜ばざるにも拘はらず、强て佛像を拜し佛敎を聞かしめんとするは即ち信敎の自由を害する憲法違反の所爲たる勿論なりと雖亦憲法上信敎自由の條文ありとて、一部少數信者の爲め基督敎誨師を任用せんとするは、敎誨師撰擇上其の標準を誤まれるの措置にあらざるなき乎、況んや基督敎誨師をして他の佛敎を奉する多數四人の敎誨を行はしめんとするは、是れ却て憲法に悖戻する撞着の所爲にあらざるなき乎、余輩大に疑なきを得ざるなり、論者或は言はん、監獄の敎誨は總四敎誨と個人敎誨の二種あり、總四敎誨に於ては佛耶孰れの敎誨師に當らしむるも、唯道義的講話を施さしめ個人敎誨に於て各囚の希望する所に任せ、宗敎上の法話を爲さしむるとせば信敎の自由を妨ぐるの嫌なく可ならずやと、此說たる一應理由あるが如く聞こゆるも、少しく敎誨の理義に通ずる者の與みせざる迂濶卑劣の說にして、宗敎の感化力あるを解せざる寧ろ無宗敎者の言のみ、余は惟ふ監獄敎誨の遲々として進まざるは斯くの如き論者あるに由ると、試に思へ由來宗敎家を以て敎誨師に充つるは果して何の意ぞ、宗敎に廣大無邊の感化力存するが故にあらずや、然らば敎誨は如何なる場合を問はず專ら宗敎主義を以ゝ一串せしめ、敎誨師をして一意熱心に自家の信奉する宗義を說かしむるこそ敎誨の本旨にして、時に敎誨師の袖を牽き其の說を枉けしめんとするが如きは敎誨の本旨に背くのみならず、敎誨の功績を擧ぐる所以の道に乖くものなり、又敎誨師に在ても徒らに司獄官の顧使に甘んじ自家の宗義を棄てゝ道義敎誨を勉むるが如き者あらば是れ宗敎を信ずるの薄き僞宗敎家なり、自ら信ずるの薄き者焉ぞ能く人を感化せん、余は斯くの如き宗敎家は敎誨師たるの資格なしと言はんとす、

余曩前に於て敎誨師撰擇上の標準なる一語を述べたり、所謂敎誨師撰擇上の標準とは如何、曰く敎誨師を任用するは四人個々の奉ずる宗敎中最も多數者の奉ずる宗敎に就き撰擇すべしとこれを謂ふなり、是れ自然の標準にして而も今日實際に行はれある所なり、今何れの監獄に在ても四人個々の宗門を分別せば、其數十指も及ばざるべし、左ればとて十人十種の敎誨師を設置し、個々の滿足を與へんは到底事實の許さゞる所なるを以て、少數者の不便を忍ばしむるは亦已むを得ざるの事たり、俚諺に言はずや、小の蟲を殺して大の蟲を助けよと、然るに一部少數信者の爲め基督敎誨師を容れ、而して多數なる佛敎信者をして之れが犧牲たらしめんとするは果して何の意ぞ、然りと雖余輩亦絕体に基督敎誨師を容るべからずと謂ふにあらず、他日基督信者の增殖し該奉敎者が佛敎者の數に超越して多數を占むるの時運に會するあらば則ち之を容るべし、又現時に至ても多少の信者あらば時に土着の牧師宣敎師の類を聘し特別に基督敎誨を開き其の宗義を聽聞せしむるも亦可ならん、去りながら今日の現況に顧みるときは監獄の常置敎誨師とすべきものは佛敎者を措きて他に適當のものあるを知らざるなり、夫れ然り敎誨師は佛敎者を以て充つるを適當とせば果して之れを何宗に求むべき乎、本問題に就ては地方に依り宗派の全くからざるものあるを以て一概に論斷するを得ずと雖、大體に就て之を論せば余輩は眞宗を以て適當と言はんとするものなり、請ふ聊か其の理由を述べん、

抑も我國民の宗敎に於ける其の種類を區別せば、眞宗を奉ずる者最も多く且つ四人の宗門に在ても、眞宗に屬する者第一位に居るは統計の明かに示す所なり、加之東西兩本願寺の監獄敎誨に手を着けたるや茲に二十年、其の內庫の乏しきを告ぐるに拘はらず、辛苦慘憺漸く規模を擴め現今に在ては敎誨師を派すること三十七、府縣人員百七十餘人、財貨を費すことは一年三萬圓に降らずと云ふ、本願寺の監獄敎誨に勗むるや已往現時斯く

の如し、而して將來に在ても尙倍々斯業を擴張せんとするの計畫ありと聞く、是れ本願寺にして獨り能く爲すことを得るもの、自餘の宗派者に在ては到底企て及ぶ所にあらざるなり、而して又眞宗の宗義に於ては其の教門を眞俗の二諦に分ち、俗諦門に在ては王法爲本を旨とし國憲遵由の大義を說き、國民道德の要義を宣布するを以て此門の本義とする所、是れ眞宗特得の教義にして、他の宗派の教義に於て見るを得ざる所なり、以上述ぶるが如き理由あるを以て、監獄教誨師は眞宗を以て最も適當なりと謂ふ所以なり、

論者又曰く、現時監獄教誨に從事する僧徒は教誨に不熱心の者多し、故に其の効果の見るべきもの比較的寡きを覺ふと、論者の說或は然らん、余輩も現時の僧徒教誨師を指して悉く不熱心者なりと云ふにあらざれども亦大に論者と其の感を同ふするものなきにあらず、論者が僧徒教誨師を指して不熱心と云ふは蓋し其の比較を基督教師に執りて云爲するならん、基督教師の其の教事に忠實熱心なるは余輩の大に欣慕する處にして、渠れが其の教事に盡くせる熱心の狀は遠く僧徒輩の企て及ぶ所にあらざるを知る、然りと雖退て考ふるときは僧徒の不熱心は只管渠れが罪なりとして其の責を僧徒に歸するを得ざるものあるを覺ふべし、僧徒の不熱心は畢竟人物を得ざるに由るものにして人物を得ざるは現制度の教誨師を待つに饒かならざるもの與つて之れが主因を爲すものなり、教誨は監獄の重要機關たるに拘はらず、教誨師の待遇頗る冷淡にして其の席次は書記看守長の下班に置き、其の俸給は僅に數圓に過ぎざる少額を與へ、恰も事務雇員と一般なるかの觀あらしむるにあらずや、又司獄官に在ても教誨に重きを措かず、之れを以て治獄の末節に屬する事業の如く思惟し、其の張弛消長に意を留めざるものなきにあらず、斯くの如き有樣にして焉ぞ好人物を求むることを得ん、若し夫れ制度を改め、教誨師の禮遇を重くし、俸給を饒にすることを得ば、人物は一呼を用ひずして來るべし、果して人物を得ば、佛教豐感化の効を奏するの力なしとせんや、現時教誨に從事する僧徒にして不熱心の者あらば、司獄官に於て能く之れを督勵し、能く之を利用して、熱心勸勉ならしむべし、若し司獄官の督勵を用ひざる頑頭顱あらば、速に本願寺に迫つて適當の人物と取換ゆべし、徒らに不熱心と稱して之れを却け、而して基督教師を容れんとするが如きは余輩の贊する能はざる所なり、終に臨んで教誨師諸君に一言を呈せんとす、教誨師諸君よ、師等はもし師等が不熱心なりと罵らるゝ聲を聞き、如何なる感想を起すや、余輩は師等の衷情を察せざるにあらず、然れども不熱心の聲は畢竟師等が教事に盡す所に於て闕如たるものにあつて呼起されたることを思はざるべからず、師等が不熱心なりと罵らるゝは外教教師が其の教事に盡せる熱心の有樣に比較を執られたるに由るものあり、外教教師は被教者の腦中親切の二字を印せしめんことを目的とし、口頭の法話を勉むると共に能く身上の世話を亂むるものなり、身上の世話は人を感動せしむること洵に深きものにして、基督教師が熱心の譽を博するは畢竟之れが爲めに外ならず、師等も亦外教者の爲す所に做ひ身上の世話を爲すべし、身上の世話の人を感動せしむること熱心なる口頭の法話に優るものあり、師等は出世間の教を說くものなりと心得、世間底の世話を顧みざるは是れ師等が不熱心の誹謗を招く所以ぞ、師等は宗祖の教義を更むるの權なしと雖、教化の方法運用に至ては師等の權のみ、教化の方法は世運の變遷に伴ふて變更する所なかるべからず、徒に舊習を墨守するは時勢に迂なるものぞ、今や監獄教誨革命の運來らんとす、起てよ教誨師、旂めよ教誨師、

◉巢鴨監獄署の教誨主義に就て

洋々散士　山崎末吉

予は既に明治二十四年以來洋々散士の匿名を以て聊か斯道に關する意見を本誌及び監獄雜誌に寄稿し居りたるが斯道の泰斗小河滋次郎氏は常に匿名の檗を逃べ其の責任なきことを痛論し居りたることは予の屢耳にする處なり予は大に氏が卓見に敬服し又他に聊か感ずる處あるを以て今後記名の上其の責任を負擔し名士諸君の驥尾に從ひ尚卑見を開陳せんと欲す然れども質疑應答其の他輕微の事柄に關しては尚洋々散士の雅號を用ゆることある可し讀者幸に之を諒せよ

散士は元來無宗教者なるを以て何れの宗教が我國体に適するや又何れの宗教が非國家的なるや否やは宗教其の物に就て之が論斷を下すこと能はず現今世上の學者中佛教及び耶蘇教共に非國家的なりと論斷せしものあれども散士は未だ其の說の可なるや否やを知らず然れども監獄に於ける現今の教誨師は多く本願寺僧侶を以て之に充つ嘗て北海道集治監に於て耶蘇教誨師を採用せしが後石澤謹吾氏の集治監典獄に榮轉するや耶蘇教誨師は辭し遂に專ら佛教主義に變改したり依て現今全國中耶蘇教主義を採用したる監獄署は蓋し之れ無きものと思考せしに過般典獄諮問會の節愛媛縣典獄木戸麟氏の答辯に依て同署は夙に佛、耶二教の教誨師を混淆採用し相補助し共に圓滑に教誨に從事し居ることを聞知せり然れども未だ社會の耳目たる新聞雜誌の之に對し其の可否を論斷したることなし故に社會問題とならず然るに嘗て埼玉縣典獄及び北海道分監長の職を經令閒赫々、後拓殖務省屬を經內務省監獄局計表課長たりし內務屬有馬四郎助氏の巢鴨監獄署典獄に榮轉するや氏は一ヶ月ならずして種々の舊習を一掃して獄事改良を企て殊に監獄教誨の主義を一變し現在の教誨師に異動を生せり之れ誠に非常の大英斷と云はざるを得ず爰に於て歐東京府下の各新聞紙は盡く之が記事を掲げたり然るに其の記事盡く同一

ならず甚しきに至ては有馬氏は熱心なる耶蘇教信者なるを以て佛教主義を排斥し耶蘇教に改めたりと傳へたるものあれども散士は未だ之を信せず然るに其後散士は典獄諮問會に於て監獄教誨は囚人上最緊要務の一たるに拘はらず之が施行の實況に就て見るに比較上最も不充分の感あるを免れず能はざるものゝ如し之が改良を計り實効を收むるに就ての意見如何との問題に對する有馬四郎助氏の答辯を拜聽せり氏は熱心に現今佛教教誨師の墮落せる現狀を詳細論述したり盖し此の點に就ては散士も同感なるを以て一點の非難を試むるの餘地なし而して氏は曰く在監人中には佛教者あり耶蘇教者あり故に監獄教誨師は儒佛耶の三宗教誨師を混淆採用し共に教誨せしむるに非ざれば現今の如く監獄教誨を佛教者の專有物と思考せるは大に誤謬なりと而して現狀は佛教其の物を布教する上に非ず現今の如く監獄教誨を佛教者の專有物と思考せるは大に誤謬なり而して現狀は佛教其の物を布教することに汲々として監獄の目的たる囚徒の改過遷善を第二に置くが如きは尤も避けざる可からず云云と當時散士は之を聞き新聞紙の傳ふる點に於て大に誤謬ありし事の事實なるを知れり何となれば有馬氏は絕對的耶蘇主義を採用せしに非ずして儒、佛、耶の三教を混淆するの主義なればなり然れども當時散士は此主義に對しては氏が理由と其の主義と一致せざることを疑へり何となれば在監囚徒の中には佛教者あり耶蘇教者あり故に儒、佛、耶の三教を併用すと果して然らば何ぞ三教に限定するの要あらん在監人中には佛、耶の外尚神道其の他種々の宗教者なきにあらざるに於てをや然るに其の後散士は有馬四郎助氏の謦咳に接し親しく氏が意見を聞き又過日教誨師異動に關せる事實をも聞知せり其の語る處に依れば巢鴨監獄署には元來四人の教誨師あるも一人は無給なるを以て監獄署の經費に關係なし依て他三人の教誨師中一人を廢し二人を諭旨免職し之に替ゆるに耶蘇

教者を以て佛、耶相幷で監獄教誨に從事せしめんと欲し淺草本願寺輪番の處に至り其の旨を以てせり然るに輪番に於て耶蘇教師と共に監獄教誨に從事することは一應本願寺に電報にて照會し明朝之が回答を爲さんと云へり依て有馬氏は然らば其の期日に至り回答なきに於ては一應三名共に諭旨免職し置くを以て回答の如何に依り一名の佛教教誨師は必ず之を採用せんことを以てせり然るに翌朝に至るも何等の回答なきを以て三名共に諭旨免職せしめ更に耶蘇教師留岡幸助氏を採用したり然れども尚一名の佛教教誨師を採用するの餘地あるを以て屢淺草本願寺に照會するも往苒之が後任者を撰定せずと而して散士は尚進んで有馬氏の意見を更に詳細之を聞くに氏は決して儒、佛、耶の三主教に限定するに非ず尚神道其の他の宗派の教誨師を採用するも不可なしと云へり果して此の言の如しとせば先きの諸問會に於ける有馬氏の答辯は聊か意を盡さゞるの感ありと雖ども深く之を追究するの要なし

以上は散士が直接有馬典獄より聞知したるの事實なり果して此の事實の如しとせば其の言美にして其の實の如何なるやは大に疑なき能はず何となれば有馬氏が耶蘇教誨師を監獄に採用したるは其の耶蘇教を信ずるの故を以て之を採用したるに非ざる事は散士の確く信ずる處なり何となれば有馬氏は現に熱心なる耶蘇教信者なれども是れ一私人の事なり監獄は公の事なり私を以て分に替ゆるが如きは識者の採らざる處なり若し長官の信ずる處を以て監獄教誨を左右するものとせば無宗教の典獄は佛教其の他宗教の教誨師を廢し天理教信者の典獄は天理教者を以て教誨師と爲し神道宗派は教師兼務の神職を以て教誨師に充つるに至る斯の如く長官の更迭毎に長官の信仰する處に依て監獄の教誨を更改せば長期の囚人は遂に安心立命の歸する處を知らざるに至る豈に長官たるもの斯の如き狹小の考あらんや然らば有馬氏の耶蘇教誨師を採用したる趣旨は那邊にあるや氏は即ち個人

教誨に應ずると云ふにあり果して然らば在監人の凡てに應ずる悉くの教誨師を採用することは到底望み可からざるを以て先づ其の大部分を占むる處の宗教中二三を採らざる可からず然るに現今巢鴨監獄署内に耶蘇教者幾人ありや氏は未だ之が統計を採りしにあらず加之ならず氏が言に依れば現今在監人中耶蘇教に傾き居るものは誠に僅々なり且つ耶蘇教信者より耶蘇教誨を聞んことを出願したるものもあらずと果して然らば氏が此等の諸點に留意せずして直に耶蘇教誨師を採用したるは少しく早計に失するの嫌なき歟是れ世人が有馬氏は耶蘇教信者なるの故を以て耶蘇教誨師を採用したりと云へるが如き誤聞を傳へしも亦無理ならざることと云はざるを得ず散士は一監獄署内に於て異主義の教誨師數名を採用し共同一致して教誨に從事するが如きは到底教誨の實を擧くる事能はざるものと信ず何となれば異主義のものは決して共同一致する事能はざるは普通の狀態なり耶蘇教者は自己の主義に依て感化の實を擧げんと欲し佛教者は又耶蘇を敵視し彼の同じ佛法中に於ても念佛と法華の相容れざるは水火も啻ならず況んや佛耶に於てをや斯の如き異主義の教誨師を採用し殊に典獄に於て或る一派の耶蘇教を信仰するに於ては自然我田引水の理に依り自己の信ずる處に重きを置き自然公平を失するは普通人情の然らしむる處なり然るに尚能く之を整理して感化の實を擧げんと欲するは蓋し木に緣て魚を求むると一般ならん然れども有馬氏は能く此の間に處し決して不公平の事なく又佛耶両教誨師をして互に軋轢せしむることなく圓滑に爲さしめ必ず感化の實を擧げんことを斷言せられたり蓋し耶蘇教師留岡幸助氏の如きは靜々たる人物にして且つ獄事改良熱心家なるを以て假令佛教徒より之を敵視するも氏は必ず恩人を以て遇するならん而して有馬氏も熱心なる耶蘇信者なるを以て此の巢鴨監獄署に於ては決して佛耶衝突の憂なからん然れども留岡氏の如き博學且つ獄事熱心の好人物は他に之を得る難きを以て若し巢鴨監獄署に敬ひ他の監獄署が佛、耶の教

誨師を混淆採用せば必ず衝突するあらんことを恐る何となれば從來監獄以外に於ける佛、耶の間を見るに或は佛敎退治と稱し或は耶蘇敎退治と稱し演說若くは著書に於て互に論難攻擊せし事は既往の事實に於て徹するも明なり然れども若し監獄敎誨師に採用したる佛、耶の敎誨師に限り毫末も衝突することなく能く肯綮を得るとせば敢て反對を試むるの要なしと雖ども現今何れの監獄に於て佛、耶を混淆して採用するも衝突の憂なしと云ふは未だ遽に之を信せず（留岡氏の如き監獄改良に熱心なる人物のみならは敢て不可なきも斯の如き人物は容易に之を得ること能はず）依て敢て之を憂ふ敢て常に以爲らく監獄の敎誨は一主義敎誨師を以て之に充て而して其の敎誨師をして併て一般に個人的敎誨を施さしむるを可なりと信ず果して然らば如何なる宗敎主義を採用する歟敢て元來監獄に入監するが如きものは惡漢無賴の徒なるを以て到底眞正的宗敎心の存在するものは蓋し一人も勿る可し然れども我國に於ては家に傳はりたる宗敎なるもの存在するを以て之に依て區別し其の在監人多數を占むる處の宗派の敎誨師を採用するを可とす例令ば耶蘇敎に關係したるもの大部分を占むるに至らば耶蘇敎誨師を採用する敢て不可なし然れども惜ひ哉現今耶蘇敎の宗派たるものにして監獄に入監し居るものは蓋し寥々乎として晨星を見るが如くならん果して然らば現今耶蘇敎誨師を採用して監獄感化の目的を達せんとするは蓋し難からん之に反し佛敎は千有餘年因襲の久き現今日本人の最多數は佛敎の何物たるやを知り在監人に於ても其の多數は佛敎の何物たるやを知るを以て佛敎は恰も國敎の如き感あり故に今日の監獄に於て之を以て囚徒を感化するは却て耶蘇敎よりも利益ありと信ず然れども敢て之に反對して本誌第八十號に於て敎誨をして有效ならしむる方法如何と題して一文を草したることあり中に總囚的敎誨に就て左の如く論述せり曰く敢て總囚敎誨は道義的主義を採り宗敎的主義を排除するものなり何が故に宗敎的主義を排除するかと云ふに全

監囚人の罪質を調査せば千差なり又其の宗旨を聞へば万別あり斯の如く千差万別の罪質と宗旨に對して單純なる一宗敎を以て敎誨を加ふるも將た何の効かあらん耶蘇敎信者は佛敎を敵視し法華は六字念佛を唱ふるを忌むべきを尙強ひて之に單純の眞宗を授くるは愚も亦甚し敢て關西の二三監獄に於て監獄内に彌陀如來の尊像を安置せしを目擊したることあり是等は日曜祭日毎に尊像の前面に供物を置き香を焼き花を飾りて敎誨を爲すと故に敢て恰も寺門に入るの心地したりき嗚呼眞宗にあらざる他門他宗の囚徒は果して如何なる感想を惹起すべきか敢て常に之を悲むなり故に敢て右の如き理由あるのみを以て總囚敎誨に對しては宗敎的主義を排す可しと雖ども在監囚人に限り强制的に單純なる一宗敎のみを聽聞せしめて信敎の自由を奪ふは豈至當のことならんや囚人は自由刑執行の爲めに身體の自由を奪はるゝは固より當然なりと雖ども信敎の自由を奪はるゝことなし然るに尙信敎の自由を奪ふは憲法違犯の行爲と云はざるを得ず世の敎誨師たるもの又は司獄官たるもの深く留意す可きなり敢て右の如き二大理由あるを以て斷然總囚敎誨には宗敎的主義を排除して道義的敎誨を可とする所以之而して敢て散士の所謂道義的敎誨とは吾人天賦の腦裡に訴へて是非正邪の理を明かにするものを云ふ彼の儒敎の如きものの是なり儒敎は實に遠く二千有餘年間綿々として今日に至れり其の間治亂興敗の世ありと雖ども常に隱微の間に世道を保維し上流社會と下流社會とを分かたず其の風儀たるや温雅に其の禮讓たるや篤實にして今日に至れり故に大廈高樓に在るの貴人も傾擔破壁の下に居るの賤民も父母に孝に朋友に信を盡すの可なることは自然に之を知るを以て假令一朝罪惡に陷り鐵窓の下にあるも此等の道を敎誨に依りて耳朶に觸れしむるあらば豈に多少の感なしと云ふを得んや之に反して佛敎は容易に眞如の月を見ること能はざるのみなら

や其の宗派多々あるを以て到底一宗派の教誨能く其の目的を達するものにあらず　斯く論じ來らば到底宗教的主義は總囚教誨に適せざるや火を睹るよりも明らけし云云と論じたることあり　故に敢士は一も二もなく佛教主義を可とするものにあらず　殊に現今佛教教誨師の不熱心なるは實に輿論の認むる處なり　過日典獄諸問會に於て多くの典獄は佛教教誨師墮落の現狀を詳悉せしも之に對し一人の反對を試むるものなかりき　蓋し斯の如きに至りし所以は監獄の教誨は佛教者の專有物と誤解し其の他耶蘇教の如きを監獄教誨に採用するは違法の處置と思考せしならん故に有馬氏が非常の英斷を以て新主義たる耶蘇教誨師を採用するや佛教僧侶初めて一驚を喫し紛々擾々たるに至れり　而して其の擧動の如き春眠を破り自己を警戒せざる可からず然るに自己の眠を醒すに非ず又自己の警戒を爲すに非ずして却て有馬氏の處置を恰も法律違犯の如く思考し大谷派本願寺の參務石川舜台氏は遂に内務大臣に左の書面を提出するに至れり

過般警視廳巢鴨監獄署は從來の佛教教誨師四人を諭旨解職し更に耶蘇教教師留岡幸助氏を選びて囚徒教誨の任に當らしめたり　然るに耶蘇教は維新以來政府の默許に因り民家に行はるゝ宗教にして未だ嘗て我國の宗教として宣言せられし事あらず之を神道佛教の如き明かに宗教として諸多の法令に規定せられ國家より特別の保護干涉を受くるものに比すれば其の間に確然たる區別を存するものとす　既に政府の公許なき宗教とせば或一部の官署に於て漫りに之を採用し之に獄制の一要務を託することは公私を混同せし失當の措置に可有之此一事たる從來當派の擔任せる巢鴨監獄の教誨事務に止まらず延て將來國家宗教との間に至重至大の關係を及ぼすものと愚量致候依て巢鴨監獄署が右の如く公私宗教の炳然たる區別を無視し官署に於て耶蘇教の教義を行はしむるは實に仰がんと欲する而して右一文の大要は左の二點に歸するもの丶如し

第一、從來の佛教教誨師四人を諭旨解職し更に耶蘇教師留岡幸助氏を選びて囚徒教誨の任に當らしめたり

第二、公私宗教の炳然たる差別を無視し（佛教は公の宗教にして耶蘇教は私の宗教の謂ならん）官署に於て耶蘇教の教義を行はしむるは内務大臣に於て承認せられたるや

第一、苟くも一宗の參務たる石川舜台氏にして事實の眞想を確めずして直に内務大臣に虚事の書面を提出するが如きは其の無責任に驚かざるを得ず何となれば巢鴨監獄署には四名の教誨師あるも一名は無給なるを以て三名を諭旨解職せしも三名中尚一名は之を採用するの方針なり然れども大谷本願寺派輪番に於て耶蘇教誨師と混合教誨に從事することは一應本願寺に照會し其の回答に依て諾否を決せんと答へたるを以て一應三名を諭旨解職せしのみ然るを四名盡く諭旨免職して恰も佛教主義を排斥して絶對的耶蘇教主義に更改せしが如く假想したるは誤妄も亦甚し斯の如きは實に僧侶の身分として爲す可き事にあらず

第二の理由に曰く神道佛教は諸多の法令に規定せられ國家より特別の保護干涉を受くるを以て公の宗教なり之に反し耶蘇教は政府の默認に止まるを以て公許なき宗教なり公許なき宗教を或る一部の官署に於て漫りに之を

以上の一文を一讀するや敢士は益佛教家の淺見にして雅量なきに一驚を喫したり　何となれば現今の監獄の狀況に照し囚徒感化の實を擧ぐるの點に於て却て耶蘇教より佛教の勝れる事の事實を充分列記し佛教々誨師を採用し監獄教誨に從事せしむるの可なる所以を内務大臣に建白せば敢て不可なからん　然るに事爰に出でずして此の如き兒戲に類する伺出を個人より提出し内務大臣の指令を仰がんと欲するが如きは愚も亦甚しと云はざる可からず　蓋し内務大臣の指令すべき性質のものに非ればなり　今敢士は右一文の不可なる點を列記して識者の批評を仰がんと欲す

第一、從來の佛教教誨師四人を諭旨解職し更に耶蘇教師留岡幸助氏を選びて囚徒教誨の任に當らしめたり

第二、公私宗教の炳然たる差別を無視し（佛教は公の宗教にして耶蘇教は私の宗教の謂ならん）官署に於て耶蘇教の教義を行はしむるは内務大臣に於て承認せられたるや

第一、苟くも一宗の參務たる石川舜台氏にして事實の眞想を確めずして直に内務大臣に虚事の書面を提出するが如きは其の無責任に驚かざるを得ず何となれば巢鴨監獄署には四名の教誨師あるも一名は無給なるを以て三名を諭旨解職せしも三名中尚一名は之を採用するの方針なり然れども大谷本願寺派輪番に於て耶蘇教誨師と混合教誨に從事することは一應本願寺に照會し其の回答に依て諾否を決せんと答へたるを以て一應三名を諭旨解職せしのみ然るを四名盡く諭旨免職して恰も佛教主義を排斥して絶對的耶蘇教主義に更改せしが如く假想したるは誤妄も亦甚し斯の如きは實に僧侶の身分として爲す可き事にあらず

第二の理由に曰く神道佛教は諸多の法令に規定せられ國家より特別の保護干涉を受くるを以て公の宗教なり之に反し耶蘇教は政府の默認に止まるを以て公許なき宗教なり公許なき宗教を或る一部の官署に於て漫りに之を

採用し之に獄務の一要務を託するは公私を混同せし失當の措置なり斯の如き公私宗教の炳然たる區別を無視し官署に於て耶蘇教の教義を行はしむるは内務大臣に於て承認せられたるやと敢士は讀で愛に至り實に抱腹絶倒に堪へざるなり何となれば耶蘇教が公認の宗教にあらざるや否やは監獄教誨に何等の關係なし何となれば監獄則には單に教誨師を設置すべき規定あるも其の教誨の主義に於て規定する處なし故に無宗教者の教誨師を採用するも又は耶蘇教を採用するも監獄感化の實を擧ぐるに適當なれば敢て差支なし監獄教誨の目的は宗教其のものを布教するの目的にあらず宗教は之が方便に過ぎず故に監獄教誨の目的は囚人をして感化遷善せしむるにあり依て此の目的を達することを得れば其の何宗派たると無宗派たるとを問ふを要せず況んや宗教の公認と默認とに於てをや尚ほ公認にあらざる宗教を監獄教誨に採用する能はざる法規の存在するにあらず然るに末段に至り曖昧模稜にも將來國家と宗教との間に至重至大の關係を及ぼす云云と云ふに至ては實に一驚を喫するの外なし何となれば其の國家と宗教と如何なる關係を及ぼすか之か理由を附せざるは蓋し曖昧と云はざるを得ず加之ならず監獄感化の實を擧ぐるは典獄の責任なり故に典獄が認めて自己の監獄教誨に適當するものと信じたる主義を採用するは敢て法律上差支なし然るに公私宗教の炳然たる區別を無視し官署に於て耶蘇の教義を行はしむることを承認せられたりや否やとの伺を出すが如きは實に其淺見無識に驚くの外なし世の佛教々誨師に職を奉ずるもの將來整々堂々熱心に教誨に從事し監獄感化の目的を達せしめよ散士は今回有馬典獄が大英斷を以て此耶蘇教々誨師を採用せし爲め世の佛教教誨師に與へたる刺激の大なる事は確く信ずるを以て將來佛教々誨師は一層奮起して教務に從事するならん果して然らば有馬典獄が今回の一大英斷は他の佛教主義の監獄教誨をして如何に改良進歩を促すや蓋し期して俟つ可きのみ予輩は此の點に於て有馬典獄の英斷に敬服せざるを得ず一言記して世の教誨師諸君の參考に供すと云爾

◉巢鴨監獄署に於ける教誨師問題に關する中央新聞の記事評論を讀む

福澤勇太郎

監獄改善問題は現在及將來に渉りし社會的大問題なり即ち其目的や唯だ行刑政法を變革し以て國利民福の增進を企圖するのみならず社會をして圓滿の地位に達せしめ以て社會人類の最大幸福を全からしめんとするにあり監獄は國家の刑罰を斷行するを以て最終の目的とせば何ぞ必ずしも改良を稱へん監獄は唯だに犯人の自由を拘束するを以て足れりとせば又何ぞ必ずしも在監人の所遇法乃至は彼等の感化手段を議せんや然れども斯る單純なる理想により犯人を拘束するの監獄は昔時より犯人の減少を見しとなく刑は刑なきを期するてう刑罰の目的を達せしとあらざるは有識者の疾とに認了する所近世監獄改良の聲漸く高き所以のもの豈理なしとせんや

監獄問題は漸く社會問題となり囚人懲戒主義は地を拂ふて誘化主義其勢力を得るに當り囚人教誨論は更らに社會の耳目を惹起するに至りし所以又決して偶然にあらざるへし然れども世は盲者に富み明達の士に乏はし斯問題の唯り一部の社會に喧しくして世の大勢之を聞かざるもの丶如き亦怪しむに足らざらんか鉛槧者流或は敎熱に侵され或は獄官に忙殺せられ或は利己主義に奔走して日猶は足らざるの今日唯り中央新聞は至誠執實其嗜好を斯界の教誨問題に投與せらるゝ明吾人轉た敬服の外なしと雖中央子が所見專ら教誨事項に深くして曾て監獄

行政諸般の改良事を議せられざる吾人中央子の爲頗る遺憾とする所なり

人事屑繁世務宏漠たるの今日一芥の狂紛より私交に及ぼし私情に拘泥し公議を顧みすして曲筆誤解國民の大義を惑まり狂氣紛爭公正の觀念を傷つけ以て不平を癒すが如き改良の賊子は世往々存する所なりと雖苟くも明僧善智識を以て自ら居る教誨師其者の如きは設令外界の刺撃意外なりしにせよ又假令一時あるべからざる感情を撃たれたるにせよ吾人斷して如斯盲働是れあるへからさるは確信する所縲に社會の耳目を以て自ら任する鉛槧者流に於ては是れ等偏見紛爭容他の度量なき徒輩に驅られ貴重なる誌上を埋むるか如きことなきを信するものなるか故公議評論連日に渉りし中央子の高見は徹頭徹尾記者としての責任を悉せしものなることを世人と共に稱賛するを憚らさるなり

顧ふ吾人一人間として世に處す必すや相應の定見なかるへからす人性の價値實に爰に存するなり然り而して定見は即ち異見の生し來る所なりとせば打撃すべきの道によらす徒らに他者の異見斷行を冷嘲熱罵する程の暴なるなく亦唯り古格習慣乃至は人爲に盲從する程の愚なるはなかるへし志士論客たるもの須く這般の概念により事に處し事に當るの見地なかるへからさるなり余輩不明公事を議するの明なしと雖希くは更に暴愚に陷らさらんことを期せんかな一言の要爰に存す

扨て中央子は不條理を以て連日誌上に公論され　し巢鴨監獄署長有馬四郎助氏の教誨師交迭處分の正否を議するに當りては第一着に巢鴨監獄に限らす全國典獄其者が教誨事項に干する權能を究めさるへからす中央子の筆鋒一言の其先決問題に及ふなし前提已てに誤れり結論はさて如何熟々我邦の監獄則を見るに其條目中囚人をして改過遷善せしむる爲め教誨を施すへきことを規定せしに止まり教誨主義は如何なる主義によるへきかに至りては

毫も規定せし處あるを見す評言すれば教誨は道義主義によるへきか果た宗教主義によるへきかの事に至りては監獄則上規定の存するなく内務に於ても一定の方針あらさるものゝ如く然り蓋し此主義論や大に考究を要する重要問題にして我邦の如きは正に試驗時期に存するか故未た一定の方針を定むると難く從て其原則を定めす各當路者の所見に放任せしとなるへきか果して然らば有馬典獄の處置正しく其職權を執行したるものにして毫も非難するの個處なかるへし然るに此炳乎たる事理を解せす職權を執行したる有馬典獄を始め敢て此問題に關係を有せさる内務當局者に責を及ぼすに到りては妄論妄議之れに過くるものあらさるへし唯夫れ有馬典獄は自己の職權を執行したるもの其處置素より全國教誨師若しくは内務に何等の影況あるへからさるは論なきのみ素より問題とするの價値なきなり

然りと雖有馬典獄の教誨主義は條理に適するか少くも罪囚感化の目的を達するを得るや否やに至りては自ら別問題に屬す吾人深く尋究するの要あり之を研究せんか爲め茲に先つ有馬典獄か教誨師交迭の所由を列せんに

(1)囚人宗教信仰區々なる故宗教的教誨により一律に度し難し故に道義的教誨を總囚に施し宗教的教誨を個人教誨に應用せん

(2)無用の教誨師を除き冗費を省かん

(3)可及的囚人の信仰をして自由ならしめん

中央子の記事によつて錄するに有馬典獄か教誨師交迭の趣旨は實に以上三個の理由に出てさるもの如く深く此事由を考索するときは何等の物議を起すへき余地を存せさるも吾人をして猶は辨議の勞を執らさるを得さらしめたるは所謂疑心暗鬼の中央子をして附會說を世に流布せしめしによるか

中央子請ふ現今囚情の傾向及教誨界の實狀を探査し以て其所說を表白せよ皮想的見解は徒らに世を欺き公議を傷ふ志士の慎むへき所たり見よ囚人の信仰を樹木は果實により推知するを得る如く彼等の犯罪は又能く其信仰を推量するに苦しからさる可し多くの佛教々誨師は囚人入監時に當り第一に彼等に奉教の思念ありやを調査するに少數の偶發犯罪者の外は總へて宗教の思念なきを認め犯囚は大概宗教信仰なくして又道德的克己力に乏はしくして犯罪をなすもの十中八九たり故に若し嚴酷なる理論上より斷案を求むれば事實は告くるに總囚是れ無信仰を以てせん若し理論を後にし習慣的若しくは遺傳的なるを問はす唯無意識的に偶像に禮拜するの一要件を以て宗教信仰あるの尺度となすを得へしとせば良民中斯る信仰者は宗教信徒中統計に於て慥かに佛教徒多數を占むるあらん罪囚中又無論凡て是れ斯る仮面的信徒ならさるなけん然れとも是れを以て直ちに一派の宗派により彼れ囚人を良民教化の如く改過遷善せしめんとするは實に早計たり良民の仮面的に信仰する佛教中十二宗三十八派の多きに分れ南無妙連的說法により南無阿彌陀を度する能はさるとは中央子も恐くは了知せらるゝ所ならん大內青巒居士曾て這般の概念あり佛教々理の區々に分れ吾人をして歸依する所に迷はしむるを厭し普通佛教なるものを組織し以て吾れ人の教化を企てたるとあり監獄は果して如斯傾向存し如斯必要を感せさるか今事實につきこれを調ふるに假面的信仰區々なるにせよ良民社會に於ては其土地風俗により或は大數信仰の傾向を觀察する難事にあらすと雖囚人は大に之に反し犯罪者は概して土着者にあらさるか故其信仰も區々大數の更に歸一する傾向を見す記者は此區別をなさす良民につき觀察せる恆存的原因により直ちに變動原因の存する囚人信仰を速斷し以て之れか教化手段を議す所謂玉石混交の議論にして異斷案を下す頗る難かるへきか殊に中央子は此れ等の原因を調査するをなさす更に進んて物とし多に就くは其分なり統一を重んするの上に少數は多數の犧牲たるを甘んせさるへからさるか故異宗他派の信仰者に對し一宗教により感化せんとする決して信教の自由を害するものにあらすと云ふに至りては吾人は唯其主張の矛盾を認むるのみならず事實に精知せさるを嘆せさるを得す呼々宗教信仰は如斯無價値のものにして大數に從ひ多きに就くへき義務を有するものなるか中央子にして若し彼の聖人基督氏か十字架に血を流せし若しくは釋迦氏は屍を異國の山野に曝せし近くは我憲法に於て宗教信仰の自由を認めし所以を想察せば斯る妄論をなし能はさるへきに事爰に出でし所以のもの果して如何の偶意そや知らす佛教々誨師は囚人に對し改過遷善の道を講するに當り中央子高見の如く物として多に就くは其分なり少數は大數の犧牲者たらさるへからすとの方針により少數基督教信者乃至は異宗他派の信徒に（假面的信徒）對し自家の所信を强へ彼れ等の信仰を健全ならしむる手段を防禦し來りしにあらさるか吾人實見せし所によれは頑固なる佛教々誨師は基督教を信仰する囚人か一冊のバイブルを購讀するとを遮斷せられたり其他の處遇亦以て推知するに足るへし依之觀之設令表面積極的に吾宗教を信せよと命令し若しくは消極的に他宗を信する勿れと云はさるも裏面に於て多數に就くは其分なり少數は多數の犧牲たらさるへからすとの主旨により間斷なく自家所信の教理を注入し隱然罪囚の宗教信仰を抑壓するに於ては設令全然信教の自由を奪ふに到らさるも有馬典獄か所謂憲法か保證せる吾人信教の自由を障害するの傾向あるは勿論基督教徒に對し强て然も命令をして何程の効蹟かある且つや中央子か所謂教誨につき下せる統一を重んするとの言は果して何を意味したる言以て佛教々誨を聞かしめ若しくは教誨堂に飾置されたる書紙木像に禮拜せしめたりとて囚人感化の上に於て果處過亦以て推知するに足るへし依之觀之設令表面積極的に吾宗教を信せよと命令し若しくは消極的に他宗を信する勿れと云はさるも裏面に於て多數に就くは其分なり少數は多數の犧牲たらさるへからすとの主旨により間斷なく自家所信の教理を注入し隱然罪囚の宗教信仰を抑壓するに於ては設令全然信教の自由を奪ふに到らさるも有馬典獄か所謂憲法か保證せる吾人信教の自由を障害するの傾向あるは勿論基督教徒に對し强て然も命令をして何程の効蹟かある且つや中央子か所謂教誨につき下せる統一を重んするとの言は果して何を意味したる言以て佛教々誨を聞かしめ若しくは教誨堂に飾置されたる書紙木像に禮拜せしめたりとて囚人感化の上に於て果なるや監獄は戒護規律の上に於てこそ統一を重んすへきも囚徒か宗教信仰につきては決して統一を期し得へきものにあらす若し强て教誨上の統一を望さば中央子か正反對なる道義的教誨こそ或は其目的を達するに庶幾か

らんか要するに監獄の教誨は囚人か宗教信仰の統一を望むものにあらすして彼等の改過遷善を期するのみ識者此問題を議するに當りては須く此教誨の目的と佛教々誨師か布教を以て教誨の目的とせるとを分別して論議するを要す

或は云ふ喪土の墻は治すへからすと已てに囚人か犯罪せし當時の惡爲は治し得可きことにあらすと雖彼等か自然の狀態に復したる時の精神は猶ほ之れに善事を誘告し其良心の發をして益々高からしむるを得へし教誨の目的は實に囚人の良性を誘導するにあり然り而して此目的を達するの手段はさて如何倫理學者は倫理を講するを可とす佛教者は其教理によるを妙と云ふ議論素より一定せさるも倫理宗教之れを活用するの如何に存して兩者一概に排斥すへきの理由は毫も之れあらさるへし評言せは普般の囚人を一堂に集合して教誨を施すに當りては總囚の腦裏に感銘する倫理講說は宗教々理の及ほさる効力あるへきも彼れ等の情狀により施す宗教的個人教誨は又倫理教の及ほさる感化力あることを認容せさるべからす吾人前已てに巢鴨監獄事件につき局外者たることを辨明せし小川事務官は記者も已てに援引せし如く萬國監獄改良委員として歐洲に派遣せらるゝ前後名著監獄學に於て宗教的感化の効力能く道義的感化の及ふ所にあらさるを說けり吾人も亦大に之を是認す若し夫れ總囚に對し多神教にせよ一神教にせよ宗教的生命を與へ得可くんば其感化力や到底道義教誨の所希し得可きことにあらさる可し然れども猫も杓子も此定規により律するを得るか

斯道明達の小川事務官は其著に於て絕對的に如何なる場合に於ても宗教主義乃至は感宗派に委するにあらされは教誨の目的を達すること能はさるへしと明言せられさる又以て此間の消息を推知するに足るへきか中央子は九月二十九日の誌上に於て監獄署に在て教誨するの要は只だ改過遷善にあつて宗教を說くにはあらすと云ふ中央子已てに監獄教誨は改過歸善の道を講ずるものなるを云ふ何か故に此高見を布援して宗教的教誨を排斥し以て巢鴨監獄に降らさる熱心評議の間斯る神聖なる眞理を發見せられたる中央子は多數の佛教々誨師は當初の二十分時倫理的說教により總囚をして謹聽せしむるも最後の十分間に於て佛教々理に失敗を招くもの比々たるを實見せられさる形跡あるを吾人頗る遺憾とする所なり記者請ふ集合教誨席上に於て教誨師は道義講話より進んで阿彌陀樣の功德さては絕對無限の勢力存在を說くの時多くの囚人は如何なる感情を以て之れを迎へ之れを送るかを實見せよ思半ばに過ぐるとあらん

中央子は倫理及宗教々誨を兩用せば前者は結局無効たるへしと稱せらるゝと雖是れ甚た謂れなき杞憂論たり（宗教と道德の關係より論すへき要あるも他日に讓らん）何者教誨の目的は其手段の如何なるを問はす感化歸善を以て最終の目的とするものなれば已でに道義教誨により目的を達したるものは再び無用の說法をなすの愚をなさゝるべく已てに宗教々誨により目的を達したるものは更らに道義教を施すの徒勞をなさゝる可ければなり要するに卓上議論程便宜に公論され得可し吾人も曾て單絕なる道義論者なりしも斯界の實況を目擊する每に兩主義兼用の巧妙なるを感せり徒らに囚徒を目して無智無識なりと言ふを止めよ智慧學識は暫く捨き是非善惡を判別する力に到りては苟くも犯罪の責任を帶ひて入監する囚人は常識を有する良民に異なるなり其他處世の才識に至りては左迄欠陷あるなしと雖彼等は唯だ道德的素養足らさる爲め良心は誘惡の勢力に打勝つ能はさるのみ故に是れ等救治の方法や或る者は道義教誨により其良心を堅固ならしむへきも或者は宗教的道念を養ふにもらされば到底道德的醫療を施す能はさるへし然り而して是等兩手段中各人に通じて多少効力あるへきものは道義教誨に加かさる女り況んや人智日に進み常識常想あるものは合理的宗教の眞理を了解せしむるにあらされば

以て其感情を支配するに足らさるに至るへく殊に宗教を冷視する一部の囚人に對しては道義教誨によらされは到底感化すへからさるなり故を以て教誨は道義を原則として總囚に施し宗教を變則として臨時各個囚人の希望に應せしむるは蓋し事物自然の順序なるへきか

以上說き來りし所によれは道義教誨及宗教的教誨共に相俟たさるへからさるは理實明了なりと雖如何なる人物は果して斯業に堪能なるへきか顧ふ宗教教誨は宗教家たるもの能く之をなし得可きも道義教誨に至りては普通以上の學識あるものにあらされは設令宗教家と雖以て時世に適し囚情に合したる教誨を行ふ能はさるなり今の教誨師たるもの即ち道義宗教共に行はんとする教誨師たるもの相應學識の素養を要するの外猶は名利を離れて職務に忠實熱心なるものならさるへからす如今佛教派教誨師は果して此二箇の要件を具備するや如何中央子請ふ如何なるものは果して本願寺より教誨師として各監獄に派遣せらるゝやを見よ徒らに名利に戀々し或は教誨師を以て判任待遇となすへしとか或は奏任たらしめよとか或は其俸給を增せよとは彼等か最後の希望にあらさるか彼等は實に名利に汲々たり阿諛中傷離間の姦智其腦髓を離るゝ能はす如何そ其品格を維持し其德をして高尙ならしむるを得ん要するに一種の惰力惰氣は數年來斯界に浸染し病既に膏肓に入り殆んと治すへからさるの風あり教誨事蹟の擧らさる又知るへきのみ中央子は敢て佛教々誨を庇護し近來其好績を稱揚せらるゝと雖今事實に依て調ふるに二十八年より三十年に至る三ヶ年間監視執行者八万四千五百七十七人中犯罪により處刑を受けしもの四千八百九十人監視規則に違犯せしもの五千三十八人逃亡せしもの一万一千五百四十九人にして猶は再犯日に增加するの傾勢あり中央子何に依て教誨の効績を云爲する吾人は其憑據を切に聞かんと欲する所なり教誨革命の時機既に熟せしと如斯なるに本願寺は更に其趨勢に着目留意せす雲烟過眼毫も關せさるものゝ如く然も罪囚教誨の事吾人局外者と雖猶且つ佛教々誨師に委すへからさるを知る有馬典獄か果斷亦止むを得て然して後之を爲さんや

若し夫れ教誨師員數問題に至りては最も進歩せる誘導主義に於ける在監人所遇法は個人的ならさるへからさる如く囚人教誨も亦個人的教誨を主とせさるへからさるか故教誨師の員數多からんとを希望するは一應理あるか如く見ゆると雖是れ實に深く考究せさる皮想的見解たり國經濟にして之を許さゝ十百の教誨師を設置するも不可なりとせす然れとも未丁年囚教育の爲めに一人の專任教育者をすら設置すると能はさる我國の經濟に於て多數教誨師の設置の如きは到底夢想たも及はさる所たり且つや教誨の効力を期せんには教誨の緩急度合をも參酌する所なかるへからす多數の教誨師を以て間斷なく然も頻繁に善事に誘告するは多量の滋養物を食せしめ却て其健康を害する如き恐れなきか常任教誨師か間斷なき教誨よりも寧ろ德望ある高僧善智識か年兩三回の臨時教誨は却りて彼等をして蘇生の思をなさしむるは往々實見する所呼々十羊の皮は一狐の腋に如かす記者大に考究して可なるへきか殊に報酬を以て人を求めんには多額の報酬を以て待つにあらされは其人を得ると實に至難の事にして我監獄の豫算に於ては到底其目的を達すると能はさるか故從來の形跡に徵するに寧ろ便宜を主とし低廉にして下等なる人物を多く使用し來りし弊なきにあらす內地雜居の切迫せる今日に於て此弊竇を掃清するにあらされは遂には其前途を如何囚人感化に力を用ひす徒らに帳簿の整理を以て長官を魔了する如き數多の教誨師ありとせは却て潔白に之を全慶し雇看守を以て囚人か情願の取次をなさしむるに如かさるなり依之見之有馬典獄か三名の佛教々誨師に辭職を命し佛教派及基督派各一名の教誨師をれき且つ個人教誨師を除くの外集合教誨席上に於て宗旨を論するとを禁遏せしは頗る機宜に適したるものなりと云はさるへからす然るに中央子は更

に神道を以て我邦の公認宗教となし是等四人の爲個人教誨の方法を講せさるを非難せしと雖神道を以て直ちに宗教と見做して可なるや否に到りては朝野共に未決の問題に屬し未た曾て之を公認宗教となしたるの法規存せさるなり若し夫れ中央子の論旨の如く其性質の如何なるを問はす苟くも社會に於て宗教の姿を具ふるものには監獄に於ても相當の教誨方法を講して可なりとの詰問に應せしには辻の地藏石を信するものさては村隅の稻荷神社或は淫祠天理教を信するもの丶爲めにも相當の教誨師を特設せさるへからさるに至りて遂に監獄は信仰の博覽場たるに至らん是れ可及的囚人か信仰の自由を擴めて教化するは教誨の一手段なりと雖特に有馬典獄は世界に公認されたる二大宗教所信の良教誨師を置き模範監獄の實を擧けんとせし所以なるへく神官等を招かさる又怪ひに足らさらんか

有馬典獄か教誨師交迭の當を得たるとは以上論述せし所によりて已に炳乎たるも猶は茲に笑捘として中央子に說明せさるへからさるとは他にあらす偶像禮拜の一事是れなり書草紙彫刻を見てすら難有涙を垂るゝ所謂感泣的教育を受けたるものは偶像に對すれば無意識的に禮拜をなす田夫野人特に然り彼れ等は大概拜すへき理を覺へさるなり又素より拜すへき理もあらさる可し之を以て佛教家と雖其信仰の進歩せるものは偶像其物を必すしも神聖視せす崇拜せす蓋し是れ偶像禮拜は佛教信仰の要件ならさるへければなり然るに何等の愚と基督教信者たる有馬典獄に對し心にもあらさる偶像に禮拜を强請せんとは教誨堂飾置の偶像禮拜は職務たらば自ら別問題に屬すと雖如斯事は職務の要件にもあらす又儀式的虛僞の禮拜は囚人感化の祕訣にもあらされば疾とに機敏の名聲ある有馬典獄か其虛禮を拒みたるは毫も非難すへき点の存するなく之れを强請したるもの丶心事こそ誠に倜ひへき次第ならすや

要するに現今及將來に於て囚人を感化する普通手段は道義的教誨を以て唯一の良法となすへく特別手段は宗教的教誨によらさるへからさるは識者の已てに認むる所なるへく有馬典獄の所置や此巧妙の眞理に適したるものなれば吾人は此主義を以て全國に施し全國の監獄をして悉く巢鴨監獄たらしめんとを希望するものなり

呼々警醒せよ徒らに日暖欄外に睡眠を貪らす其眠を醒ませし須く春朝となりて罪囚教化にその命を献せよ両本願寺又速かに警醒し僅々たる官の手當の爲に監獄に其自由を縛せられつゝ其品格を失墜して可憐的の境遇に陷りし彼れ等を救治し監獄と俸給の關係を去り全然獨立の位地に立たしめ潔白なる行働をなすを得せしめよ渺たる巢鴨一事件に躍起となり前後を顧みる遑なく謂れもなき大臣責任論政黨結托其他あらゆる壯士的反抗運動するを止め既往に鑑みて將來を推し釋迦氏の効力能く支那の儒教乃至は日本の國風に抗せすして其目的を達し來りし如き雅量により其職に悉さば以て諸君か目的を達するに庶幾からん吾人今日の要區々宗派の異を爭ふにあらす唯其成効の如何を論するにあるのみ臆矣

◉道義教誨の非を論ず

琴城道人

道義教誨を主張する者の一本舘として言ふ所ろは監獄は囚徒を感化する場所なり教誨は遷善の道を講して囚徒を感化することなり監獄は宗教を弘むる場所にあらす教誨は宗教の說法を爲すことにあらず故に監獄は普通の道義を講して囚徒を教誨するを至當とすと是れ道義教誨を主張する者の論據にして恰も龍の玉に於けるが如く

清正の檜に於けるが如く尤も貴重なる尤も堅牢なる論據と爲し居るなり甚しきに至りては尙ほ論歩を進めて曰く佛教教誨は効力なし從來の教誨は感化力なしと維新已來吾邦の佛教者が幾多の困難を冒して監獄教誨の端緒を開き待遇の猶ほ冷淡なる所ろあるをも甘んじ幾多の困難を忍びつゝ今日まで監獄教誨に從事し來りたるに其の功勞を謝せざるのみならず却て之を排斥せんとし佛教者を優待して其の驕足を延ばさしめ其の感化力を充分に擴張せしむることを務めずして却て佛教を感化力なしとして之を忌み嫌ふの風あり是れ畢竟當時の學者中には心事の輕薄なる者多く往時の楠公や菅公等の如く誠實の必情より道德を重んじ宗教を尊ぶの風なきに起因するものなりと余は看破するものなり

余は是等の論者と反對にして道義教誨には却て感化力乏しく眞實の感化は到底宗教にあらずんば其効を奏すること能はざるを論せんとす請ふ之を論せしめよ

道義教誨を主張するものは監獄には佛教信徒あり耶蘇教信徒あり佛教信徒の中にも各宗の信徒あり然るに一宗派の僧侶を聘して說教を爲さしむるは强制的の所爲にして憲法に定むる信仰自由の趣旨に背くが如く思へり今假に論者の言ふが如く一宗派の僧侶に教誨せしむるは强制的の所爲なりと假定し之に代ゆるに道義教誨を以てせば是れ普通在監人に適する良手段にして毫も强制的の臭味を帶びずと言ふ乎若し果して然らば其の道義は誰人の唱へたる道義なりや孔孟の倫理教なりや老莊の道德說なりや西洋古代の哲學者の唱ふる道義なりや近世哲學者の唱ふる道義なりや道義を說く者古今東西に其數幾百あるを知らず其中に於て或る一人の說を以て教誨し一般の囚人を感化せんとせば亦た是れ强制的の所爲にあらずや若し或る一人の說を以て教誨せず教誨師が古今の學說を取捨酌量して自己の道德說を組立てゝ教誨せん乎是れ教誨師自身の道義說にして一己の說を以て一般の人を感化せんとするは唯に强制的の所爲なるのみならず人を愚にしたる所爲なりと云ふべし教誨師製造の道義教誨師が佛陀の慈教斯の如くなるが故に罪惡は爲すべからずと說きたれども佛陀の慈教斯の如くなるが故に他の宗教は信ずべからずと教誨したることなし何ぞ他の信仰自由を妨ぐることあらんや

又た道義論者は佛教教誨を以て感化力なしと爲すものゝ如し果して然らば是れ社會に向て佛教者を誣ゆるもの也生活上の困難より精神に存せし良觀念は此の頑習或ひは困難の爲めに打て負けて復た罪惡再發するものなり教誨に感動せずと一概に言ふべからざるなり實際に感化力の有無を知らんと欲せば外は感化保護の事業を完全にし內は教誨師をして充分に曠足を延ばし宗教の感化力を擴張せしめて然る後に感化力の有無厚薄を言ふべし外には感化保護の事業は未だ完全せず內は監獄は布教の塲所にあらずとして佛教々誨師を冷遇して充分に感

化力を擴張せしめずして輕卒に佛教に感化力なしとすれば社會に向て佛教者を經ゆるのみにあらず佛教をも罪して社會に經ゆるものなり從來本願寺より派出せる教誨師を合計すれば幾百を以て數ふるほどの總人數なれども監獄の教務意の如くならざる者十に七八の嘆なきも殆んど一人もなかるべし從來の教誨師が滿足し居ると思ふものは從來教誨師の內情を知らざる者なり從來の教誨師は長く嘆息の內に日月を經過し辛酸の間を忍耐しつゝ今日まで來りたるものなり然るに之を察せずして輕卒に佛教に感化力なしなどと言はゝ豈に眼光なき人物と言はざる可んや

佛教々誨を感化力なしとし之に代ふるに道義教誨を以てするとせば恐らく維新已前の人心を陶冶せし儒教を以て方今の人心を支配することも難かるべし何となれば孔孟の倫理教は頑固なる支那人或ひは維新以前の人士は之を以て倫理の標準とし尊崇すべき聖教と爲し居たりしも今日にては倫理學者の研究すべき倫理學中の一說と爲り來れり之を以て方今の頑惡者を感化すること難かるべし故に今日にては心理學と倫理學を標準としたる道義を普通に適せる道義なりとせん乎是も頑惡者を感化する効力はなかるべし何となれば心理學も一種の學問なり倫理學も意志を基礎として組立てたる一種の學說なり共に昨是今非變遷定りなき學問と云ふ範圍のものにして未だ万古不變の眞理なりと云ふ可らず之を以て在監人をして頑惡を滅除するほどの勢力ある道德上の信仰を與ふることを得べき乎論者或ひは言はん心理學や倫理學を在監人に研究せしむるにあらず教誨師が抹香臭き佛教などを說くよりはいやな袈裟や法衣を着する圓頂の房主に說法せしむるよりは文明國より渡りたる學問を基礎とし心理學や倫理學を根據として教誨を組立て、囚徒に聞かしむるが開明の監獄に適當なりと果して論者の言ふが如くならば是れ教誨師製造の道義說なり數千年來國民多數の尊敬を受け來りし佛教僧侶が幾百萬の人數に神靈として禮拜さるゝ佛陀の教法を信仰の念より說き聞かしめてさへ容易に尊信せざる頑惡奸惡に向て一凡夫の教誨師が自己製造の道義說を一般在監人に尊信せしめんとする豈に眞實の感化力あらんや

之に反し佛教の如きは釋尊及び祖師傳承の法義を說き敢て自己の憶想を加へず故に說教を聞く者も教を說く人物を尊信するにあらすして說く所ろの教法を尊信するを目的とす是を以て佛教篤信の人になるに從ふてます〳〵傳道師の人物の批評を爲すことを恥ぢ小僧愚僧の法話といへども恭敬して聽聞す是れ傳道師の製造說を尊信するにあらず小僧愚僧の說く所ろも法の如く說く時は佛陀、知識の眞教を傳ふるものなればなり眞宗の祖師見眞大師の語に曰く親鸞めづらしき法をもひろめず如來の教法を我も信じ人にも教へ聞かしむるばかりなりと又た其の師匠源空上人の教導によりて成佛得脫の安心を得たることを喜びて曰く曠却多生のあひだにも出離の强緣しらさりき本師源空いまさずばこのたびむなしくすぎなましと其の師教を重んずること之を以て知るべし又た見眞大師の語に曰く蛇蝎奸詐のこゝろにて自力修善はかなふまじ如來の回向をたのまでは無慚無愧にてはてぞせんと是れ佛陀を尊信する身になりて初めて我慢我情の心病を免がれ道德の本源たる慚愧心生ずる樣になりたりとの意味なり

日本佛教に最大勢力を有する眞宗の祖師にしてさらに自己の憶想を加へず佛教、師教を信仰する身になりたる喜悅の餘り人に取り次ぐまでのものにして敢てめづらしき法を弘むるにあらず然るに六百有餘年の今日に至るまで數千百萬の人類に尊奉せらる豈に廣大の感化力にあらずや

又た見眞大師は世人の心情を評して曰く罪業もとよりおもたてなし妄想顚倒のなせるなり心性もとよりきよけれども此世はまことのひとそなきと嗚呼この世はまことのひとはなしまことの人にあらさる一凡夫を以て自己の憶

說を製造し頑愚者を感化せんとす嗚呼是ことの感化果して爲し得べき乎

◉敎誨師待遇に付宗敎者諸君に望む

北海道札幌　古嵩生

敎誨師の任たる重且大なるは司獄者の已に熟知する處にして其處遇の方法の如きも識者の論じて尤も敬重すべきものなりとせり所謂人爵以外の尊敬を以てすべきこと至當なれとの斷定を以て進みつゝあるは勿論なりと雖も又宗敎家たるもの敎誨師に對する尊敬を厚ふする義務あること疑を容れざるなり如何となれは世の宗敎者たるもの說敎に演說に孜々汲々道を說き戒律を示すと雖とも其功尚及ばすして遂に國家の刑辟に觸れ社會に容れられさるものに對し改過遷善の道を講せしむる責任あるものなれば豈輕々觀過するを得んや

普通なる能力を有する人心を支配する宗敎者にして尙其責任の大なる世人の知る處なり況んや社會の制裁に屈かす宗敎の敎義に悖る不幸なる人心を遷善せしむるものれや然らば此任に充つる人物を選擇する各宗敎者の尤も愼ひべきものなると同時に宗敎者自身も之に對し尤も尊敬すべき義務あるとは吾人の信じて疑はざる處なり全然從來の實歷に徵すれば此重任に堪へざるものなきを保せず甚たしきに至ては縫縫的人物の如何を論せす申譯に過ぎざるものある吾人の常に痛歎に堪へざる處なり

斯く敎誨師其人物の良きを得ざるは何による吾人は其責宗敎者諸君に歸するを聲言して怪まざるものなり如何に司獄者か敬重以て之を迎ふと雖とも宗敎者諸君にして之を待つ冷々淡々ならんか到底博德高識の名僧を得ることを得んや

司獄の道たる司獄者嚴正なる規律を以て彼を懲し溫乎たる敎誨師ありて彼を正し兩々相待て始めて目的を達すべきものなり宜なる哉近來眞宗兩本願寺の如きものは大に看る處あるもの、如く奮然敎誨事業に盡瘁し之と同時に敎誨師敎育所を設置し大に爲す所あらんとすと然りと雖とも未た敎誨師の所遇は果して那邊に進めたるか之に對する諸般の成案あるを聞かす況んや他の各宗敎社會に至ては敎誨事業を以て殆んど對岸の火災視する慨なき能はす嗚呼思はざるの甚たしき實に慨歎に堪へざるなり按するに畢竟其所遇宜しきを得ざるが故に博德高識の名僧卓先喜びて此至難なる事業に當るを欲せず遲疑巡逡遂に種々の衝突を招き到底堪ゆべからさるに至る予は宗敎者にして敎誨事業の等閑に付すへからざること及び敎誨師を好遇すべき義務あることを各宗敎者諸君に說くこと久し今や改正條約の實施目前にあり此際宗敎者にして奮發一番舊來の陋習を脫し深く覺醒するにあらされは今後幾多の煩累あらんことを如何せん

然らば敎誨事業の完からんことを望む如何せば可なるか宜しく敎誨師の所遇を高め其職に當るを一の名譽とし好人物を得る至難の事と云ふべし果して然らば吾人の所謂其當を得ざる人物を以て之に充つるの弊風蕩然として來らん事明かなり故に治く各宗派と共同一致須らく人才を登用し其實蹟を擧ぐる成案を設くるに如かす嗚呼世上の健全なる善男善女に說く固より可なり然れとも鐵窓の下呻吟苦痛に堪へざる所謂大患者たる犯罪者に對し改悟の道を講せんとの急務なるに勝らんや諸君が常に懷抱する銳利の救濟術を施して此可憐なる患者を救はれんことに盡瘁せられんことを切望して已まさるなり

本會總會講談

◉長屋庶務委員長演說

築　轍　速記

今日は監獄協會に於きまして此協會員が當節當地に御集會になりましたのを期と致しまして此監獄協會の十週年會を茲に催ふしました譯でございます、で協會よも板垣内務大臣閣下に御臨席を願出でました所が快く御承諾を蒙りまして今日は御臨席になる都合であつたのでおざいますが、生憎不快にあらせられて已むを得ず今日は御出席をなさらぬといふことになりました、尚は鈴木次官閣下、小倉局長閣下、並に小河事務官閣下に御臨席を願ひまして御三方共御光臨を忝ふ致しまして、誠に本會の面目でございます、十分に謹んで謝しまする、

抑々此監獄協會は從來會員に御加はりの御方は此經歷も略々御承知でおざいましやうが、まだ監獄へ新に御奉職の御方に於きましては是まで此本會が創立以來執つて來ました所の事業を御承知おざいませぬ方が今日は御集會もございます、それで今日は十週年會のことでおざいまするで略々一通り其御話を申上げて益々將來の御贊助を仰ぎたい考でおざいます、

此協會と申しまするものは、一番最初の起源は明治二十一年三月此協會を創立いたしましたのでおざいます、それより以前も何か監獄の事に付いては政府の事業に任せず別に私立の一つ協會を組んで上下相應じて助けて行かぬければ監獄事業を盛ならしむることは出來ぬといふので其道にたづさはつて居つたのでおざいますが然るに其時期が參りませぬで漸く二十一年三月に至つて此協會を創立することを得ましたのでおざいます、唯其ズット以前は内務省に監獄局といふものがありまして其局員が當時の監獄局長即ち石井邦猷、現今存在して居らぬ人でおざいますが此人の庇蔭をもちまして色々便利を與へて貰ひまして、監獄の雜誌といふものを發行する計畫もおざいましたが、これもどうも事半途にして遂に果たすことが出來なかつた有樣であるのでおざいます、其後漸く機を全國監獄に出しまして、會員を募集いたしまして此協會を組織いたしましたるして、是れ亦各國委員の參考に供しましたことがございます、其節には則ち茲に御臨席になつて居られます小河事務官あたりの容易ならぬ御周旋を得まして、本會の爲めに彼地に於て御盡力下されました、それが爲めに本會は莫大なる面目を得たこともおざいまするので今日は故らに此事を述べまして小河事務官に謝しまする譯でおざいます、

是れまで本會の創立以來先づ重立つたことは唯今申上げましたことでおざいまして、年々總會を開くことを定例と致して居ります、本會は則ち其總會の第九會目に當るので、即ち九回目が十週年會の今日に當るやうになつたのでおざいます、これまで監獄當局者並に監獄熱心の世上の御方の爲めに本會に於きましては十分なる盡力を致し、又日本全國の監獄の改良を圖る上に於きましては成る丈け力を盡して、是れまで追々經歷を致して來ましたことでございます、然るに此本會の經費と申しまするものは今日の狀況では誠に漸く收支相償ふといふ有樣でおざいまして、どうも一事業を企つて居りまするに付いては從つて其經費を要する譯でおざいます、これまで會員諸君の御贊成を得まして今所自然世上の監獄に關係の人も澤山でございまして餘程其時期が熟したものと見へまして、直ちに之に應じた人が二千餘人もおざいました次第でおざいます、それから二十二年三月に至りまして木挽町厚生館に於きまして始めて本會の發會式を擧げました、其節には本會の擧を御贊成になりまして、故の三條公爵、伊藤侯爵、其他山尾子爵なぞが特に本會の爲めに御出席になつて御演說をなして下さつたこともあるのでおざいます、

明治二十三年には露國萬國監獄會議を開くに方りまして本會は此日本の國の獄制に關する書類並に本會雜誌を送つて各國委員の參考に供したこともございます、又二十五年の十二月に至りまして本會總會の外に在京及び近府縣の有志家を招集しまして、常集會といふものを開きまして獄事上の事を彼是討議いたして其事を維誌に出すやうにして、當局者の參考に供へ、併せて斯道の發達を計りまして、それが爲めに聊か稗益を得られたこともあらうと本會は自ら信じて居ることでおざいます、尚は此明治二十八年に佛國に於て萬國監獄會議を開くに方りまして乃ち此佛譯に致しまして本會の沿革其他監獄制度、監獄建築のことを寄贈いたしま

日まで其支出を以て漸く十年間繼續を致して、此道の爲めに計つて參つたのでおざいます、尙は是からは益々上下相應じて十分に監獄の事は盡力を致さなければならぬ機會であらうと思ひます、御承知の通り差當り內地雜居の曉に近いて居りますから此時に當つては尙更本會は資力を盛にし、十分に此會を盛大に致して、さうして大方の御賛助を仰ぎまして、成る丈け此資力を蓄へまして、猶埒を生じて本會の大目的を致します所は之を以て將來監獄圖書館なども建設致して、廣く歐米各國の監獄事業と密接なる氣脈を通じて我邦の監獄事業を盛にして參りたいといふ考でございます、どうか今日まで御賛成を下されて御盡力を仰ぎまして議に無有いことでおざいますが今後も益々振つて本會に御賛助あらんことを希望いたします

先づ本會の概略の創立以來の有樣は唯今御話を致しました通りのことでおざいます、幸に今日は內務省の貴官方が御出席になりまして一應監獄に係る御話を願出て置ましたで、どうかそれ〴〵是れから御話がおざいまするで諸君に於きまして御謹聽にならんことを希望いたします

◉小河事務官演說

今日監獄協會の十年祭を御執行になりますに付きまして私にも何か出て御話をするやうにといふ譯で長屋君竝に佐野君からの御話もあつたのでございますが、何分多忙にして腹稿を調へて參ることが出來ませぬでございまして、爰で諸君の御參考になる事を申上げますることは出來ませぬ、殊に今日は次官竝に警保局長も御出席になつて居りまして、取分け御二方は非常に御繁劇の所を御繰合せになりましたのでおざいます、又次官には他に御出席が非常に御遲くなつて居ることで御演說の御都合もありますさうでございますから私は極く簡單に申上げて、唯御依頼になりました責を塞ぐに止めやうと思ひまするでございます、

今長屋君から協會の經歷に付いての御報告がございましたが、將來此會の隆盛に赴くといふことは我々此事業に從事して居りまする者の最も切に希望する所のことでございまする、今日までの經歷に付いては先づ極く順境に立つて發達を致して參りまして、誠に十年の祝祭を擧ぐるに至りましたことは誠に喜ばしいことでおさりまする、で將來私は此會の爲めに希望し、又會員

たる我々自ら力め諸君に希望する事柄を一言申したいと思ふのでおざりまする、

監獄事業の今日に至るまで仍は幼稚の域に在るといふことは御同樣に夙しも疑はない事柄であるのでおざいまする故に將來に於て此事業の爲めに力を盡さねばならぬ事柄といふものは澤山おざりまするので、僅に今日の場合では其緖に就いたばかりの有樣に在るのでおざります、如何せば此事業を改良することが出來るかといへば、どうしても此事は獨り政府の事業として政府の仕事に任せることは出來ないのでおざりまして、完全に其目的を達して行かうといふには社會と政府、即ち官民相一致して此事業に力めねばならぬといふことは明かであらうと思ひます、盖し本會が設立されて居りまして本會が力めて居るものは、全く政府と社會の間に立つて十分に其間を結び附けて此事業の改良を圖るといふのが本會の目的であらうと考へます、然るに社會即ち監獄當局以外の一般の人の考といふものはどうであるか監獄改良といふことは希望いたしまするけれども、社會といふものは、いつも動もすれば感情に支配せられ易いものでおざりまして、或時には非常に嚴酷に失するの嫌ひがあつて、此道の爲めに盡力する人に對しても、或は冷笑し、或は嘲罵し、或は誹謗するといふやうな有樣で、此事業の改良を圖るといふことに對しては、實に社會の輿論が大に力めねばならぬ所であります、

點に付いて改良を望むかといふのに、唯囚徒といふものは憎惡をしなければならぬ、囚徒は惡むべき者である、而して其惡むといふのは、どういふ惡み方かといふと、恰も不倶戴天の讐敵を憎むが如く囚徒を惡むといふ主義から監獄を改良して行かなければならぬと言ひ或時には非常に囚徒を憐み、其憐み方といふものは恰も老婆が其兒孫を愛するが如き老婆心でおざりまして非常に極端に走つて唯憐んでやらなければならぬといふ感情を以て監獄改良を求めるので、竟に社會が監獄に向つて注文することは極端から極端に移り易いといふ傾きを持つて居るのでございます、或時は非常に嚴しめて貰はなければならぬといふ注文をし、或時は非常に憐んで貰はなければならぬといふ注文をするのでは其注文といふものはいつでも感情に支配せられ易いものである、故に此事業は官民一致して働かなければならぬといふことを申して居りまするが、動もすれば此社會の感情的一時注文に應じて行かなければならぬといふやうな傾を持ち易いのでございまするから、此社會と政府との間に立ちまして其間を融和して適當な改良を圖るといふことは則ち本會の力めねばならぬ事で

あらうと考へます、それで本會に私の希望するのはどうぞして此事業を社會に十分知らせるやうにしなければならぬ、又社會で力を盡させるやうにしなければならぬのでありまするから、飽くまで監獄當局者の外に社會の有力ある慈善家であるとか、或は社會學者といふやうな人を網羅して此會員にすることが必要であらう、それで亦會員になつた人は會員の義務の盡し方は則ち改良を圖るにしても社會の注文として出したい者はいつでも極端の感情に制されないやうに適當の度合で行かなければならぬ、御承知の通り歐羅巴などでは監獄改良に社會から非常に力を盡して居ることから進んで亦社會から促されて政府が改良をしたのである、それ故に歐羅巴などでは其協會の如きものには社會當局以外の人が多く其會員となつて居るのである、然るに我邦の事業は此反對であつて、一番盡力して居る者は監獄官吏である、さうして社會の人は之に向つて極めて同情を寄せて居らぬ有樣でござります、今監獄協會の會員は恐くは三四千を有して居るであらうと思ひます、其聲は非常に大きくござりまするが是れは皆監獄當局の人達である、さういふ人ばかりで組織をして居るやうなことでは其目的を達する上に付いて大に不便であらうと思ひます、此三千の會員が二千になつても一千になつても搆ひませぬ或は廣くして一萬人になり二萬人足らずに至ることは尚ほ希望することでおさりまするが、其會員の多數といふものは社會の人を以て組織するやうに致したい、其社會の人を以て組織するやうになりましたならば則ち此會に於て適當に讓する所の事柄は直ちに監獄改良に向つての適當なる法案であるといふやうにしまして、官民の調和を計り其改良を圖る上に付いて手違ひのないやうに致しましたならば、其時に至つて始めて本會の目的を達することが出來るであらうと思ひます、

第二に會員に希望する所は、或は會に對して言ふには監獄協會といふものは是まで著しい事業をして居らぬではないか、又今日に於てもどういふ事を働いて居るかといふ問を起す人がおざりますが、其間を起す人が抑々間違つたことであらうと思ふのでおざります、會は會員に依つて組織されたものである、會員が運動をし働くといふことが會が働き運動をするといふことと同じことであるとすれば、若し會が事業に力めない、働くべき事を働かぬといふならば、是は誰の罪でもない會員たる御同樣の罪であらうと思ひます、會をして隆盛ならしめんには十分監獄改良の目的を達するといふことを是れから進んでやるといふことが最も肝要な事であらうと思ひます、本會の雜誌などには追々勢力を持つて是れまでも既に監獄改良の事に付いて色々盡力を致して居つたのでおざりまするが、將來に於て例へば會の雜誌を有效ならしめるといふには、詰り會員諸君が其論說を寄せるとか、或は其意見を吐いてさうして雜誌をして光彩あらしめるやうにしなければならぬ、今日までの雜誌などを見ましても、其雜誌に論說する事柄といふものは多くは或は惡名であるとか若くは責任を持つて居らぬ人の議論が多いのである、それ故に將來に於て雜誌の改良に付いて希望するのは、どうぞ責任を持つた司獄の局に當つてゐての方が卒先して種々なる御高說を御寄せになるやうにしましたならば、其時に至つて大に雜誌の光彩を增すであらうといふことを信じて居ります、

それで私の希望するのは今日の會から致して會の運動の區域が將來廣くなるやうに致したいといふのである、まだ會員諸君が會を利用して隆盛ならしむる所の責任が盡してないと考へます、將來に於ては此會に對して一己人の責任を盡すやうにしましたならば會をして隆盛にすることが出來、此十年祭から二十年祭、二十五年祭を行ひまする間に社會の有力者も加はつて此監獄の內に向ひ、若くは社會に向つて監獄改良の磁針盤となり指南車となることを偏に希望する所でおざりまする、聊か一言を述べて本會の隆盛を祝します

◉小倉局長演說

監獄協會の第十週年祭に方つて私にも出席するやうにといふ長屋君からの御招請を受けまして私に於ては甚だ光榮とする所でおざいます、且つ何か會員諸君に向つて御話をするやうにと云ふことでございましたから實は何ぞ取調べて御話をしたいと思つて居りました、併ながら此監獄の事務を執りまするのはまだ極く日が淺いのであつて、素人がくらうとに向つて物を申すといふことは甚だ鳴呼がましひことである、それに時もおございませぬので取調も何んにも出來ませぬでおございます、併し强ひて何ぞ申上けるやうにといふことでお

ございますから、一言御話をしたいと思ひまするのは過日典獄諸君の寄られました時、即ち諮問會の初めに方つて個人的待遇の事に付いて聊か申述べたことがございまするが、矢張り其個人的待遇に付いて申漏した所を一言述べやうと考へまする、

諸君も御承知の通り明治三十二年、即ち來年の七月から條約改正になるに付いて條約實施準備委員といふ者もあり、條約實施に付いては如何なる事を準備するかと申して見ますれば、警察の事と監獄の事より外に……まだ外にもありませうが、重もなる事は警察と監獄よりなからうと思ふ、殊に外國新聞の喋々する所は日本の警察は不公平である、監獄は實にまだ開けて居らない昔の牢屋にでも入れるやうなことを申して樣々に惡口を言ふのであります、所が此間も大臣より典獄諸君に向かて指示になりました所に依つて見ても、亦其以前より當局の執る所の方針も外國人が來年から這入つて來た時に其待遇を如何にするやといふに人情を異にして居るものであるから、或は腰掛を與へ、寒い所では靴下を與へ、肌着を與へ、靴を與ふるといふことをしなければならぬ、又それを與ふるのが必要であるといふことが指示事項におございます、然るに新聞紙などに、近頃は餘りありませぬが今から數月前に種々の新聞に掲ぐる所を見ると、監獄に於て外國人を別段に取扱をするのは怪しからぬことである、日本には日本の法律がある、條約改正は則ち日本の法律に彼等が從ふといふのである、それに特別の扱ひをするといふのは怪しからぬことだ、斯ういふ議論が大分見へる、さうして之に贊同して居る者がある、監獄の事に付いて新聞紙の意見といふものはそれより外に見へない、然るに之を個人的待遇といふことにして見ましたらば少しも怪しびに足らぬ事であらうと思ひます、獨り外國人のみに個人的待遇をするのでなくて、監獄改良の趣意は誰にても彼にでも千變一律に刑罰主義を執るのは却て不公平になる、即ち老幼男女强弱等に因りて待遇を變へなければならぬ、亦之を變へるのが其人々に付いては苦痛の度が同じことになるから是れで公平を得るのである、といふことは最早私が喋々しないでも宣からうと思ふ、外國人の生れながら腰を掛けて居つた者に正座しろ、座れ、靴足袋を脫いで居ろと言ひましたならば迚もこれは出來ぬ事である、足を曲げたことのない者に曲げさせることは出來ない、又靴を脫いで居ろといふことは諸君も御承知の通り旅行をなさる時に外國人の汽車の中に這入つて居るのを御覽なさい、夜でも晝でも汽車の中に橫はつて寢る、日本人は必ず靴を脫するが外國人は靴の儘寢て居ります、靴が濕つても風邪を引く、靴を脫いで居つても風邪を引くといふことは外國人の言ふことである、是れは小兒の時分よりの習慣の然らしむる所である、其習慣の變つて居る者を如何に法律だといふても日本人の通りにして正座をさせ又寒暑に足袋を穿かずに居つても感じない者と同樣に扱ひましたならばうれ丈け苦痛を餘計に與ふる譯であります、又寒い時分には暖爐を焚いて暖めて居つた人間を或は北海道にもやらなければならぬかも知れぬ、其場合に於て何にも無い冷へる所にやつて置きましたならば是れ亦其爲めに日本人より餘計苦痛を感ずるかも知れぬ、然らば刑の執行を致す上に於て外國人は日本人より餘計に苦痛を感ずるのである、さうして見ると不公平である程に外國人に刑を行ふことが出來ないといふことになるから、指示事項にありました如く當分の中日本の風土人情に適するやうに當務めずに成るべく彼等の風土人情を斟酌して當務めねばならぬといふことは是れは當然の事であります、それ故に新聞紙などがあのやうな事を申さうとも頓着することはないと思ふ、これは外國人を扱ふ上から割出した議論でなく、個人的待遇といふことからして外國人にそれ丈けの待遇をするのは一向差支ないことと信ずるのでございます、

是より尙は指示事項などが新聞にも出て、監獄の扱ひに付いてどういふことになるといふことを世間の人が聞いたならば、今小河君の述べられました如く監獄の改良に付いての思想は當局者よりも社會は後れて居るのである其後れて居る人が喋々する場合には、會員諸君は之に辨駁を與へさういふ道理のものではない、監獄では此の如き扱ひをすべきものだといふことを說かれて辨妄の勞を執られるといふことは必要であらうと思ひます、乃ち外國人に關係の事に付いて別段の扱ひをすることでないといふことは諸君も御同意であらうと思ひます

又外國人に關係の事がある、即ち明年から日本の法律を外國人に施行して之を監獄に收容するといふことに

なりましても一つの御注意を要し、又世間に彼是言ふ者があつたらば猶ほ之に付いても御注意を願はなければならぬ之を今の方針に因つて扱つたならばさう間違ひはなからうと思ふのである、それで外國人が來まして日本の監獄に這入るやうになりましたならばまだ彼是言ふ者もありませうが、取扱を個人的待遇とする以上は別に彼等の非難を受ける譯もない、其他外國人で這入つた者が出て其日本で行ふ所の監獄改良の緒に就いたといふことを見ましたならば大に利益であらうと思ふ、其利益であらうと思ふのは明後三十三年に亦萬國監獄會議を開くといふことがある、即ち歐羅巴に二個所監獄會議を開くといふことである、誰が出ますか知れませぬが內務省の吏員は之に出席しなければならぬ、其場合に方つて日本の監獄は此の如く改良の道を講じて、斯く斯くの緒に就いて、民間でも斯ういふ論を唱へて居る者がある、又當局者は斯ういふ方針を執つて居るといふことを監獄會議で報告することが出來たならば實に日本の光榮であらうと思ひます、又諸君が國に盡す義務であらうと考へます、何處までも朝に在ると野に在るとを問はず、囚人のみではない、被告人にしろ囚人にしろ監獄に在つては個人的待遇を成るべく擴張せられんことを希望するのでおざいます、今日は先づ十年祭の盛會を祝しまして尙ほ此會の隆盛ならむことを祈ります

◉鈴木次官演說

諸君、私は御挨拶を致しまする前に一言謹んで御斷りを申上げねばならぬことがあるのは、今日は內務大臣の官舍で夕方から是非相談をしなければならぬことがあるのであちらに參るべき筈になつて居りました、それで此會の如き整然たる會に出席しない積りでありましたから甚だ不体裁の容子をしまして諸君の前に出ましたので恥入つたことでおざります、第一禮式を缺くことに付いて深く御斷りを申上げて置きます、

次に此監獄協會の事に付きましては豫て友人から會員になつてはどうかといふ誘ひを受けまして是非御加入を願ひたいと思ひましたが、今日まで時期が來ぬといふのでおざりますか、惡く言ふとズルケて居つたのでおざります、幸ひ今日は此盛會に參與するの光榮を得ましたに付きましてどうか此會員として御加名を願ひたいのでござります、何分今諸君の御承認を請ふ所でおざります、

而して唯今申上げまする如く私は此會に始めて御加名を願ふ所謂新參中の新參でおざりまして、到底此會に於て監獄に關する御話をするなどといふことは無論出來ないことでありまするから決して私は諸君の御利益になるやうな監獄に關する御話を申すのではおざりませぬ、唯少しく考へまする事に付きまして諸君の御意見を伺つて見たいといふ趣旨に過ぎませぬ

思考に因りますると此社會の改良を圖るといふことに付きましては餘程監獄は大事なものである、若し監獄を基礎として社會の善惡を判斷することの一つの標準としましたならば、國家は非常の利益を得るものではなからうかと考へまするのでおざります、即ち社會の一番惡人と稱へる人が寄集まる所のものは監獄である此惡人なるものが減ずれば減ずる丈け社會は幸福を得らるゝに違ひない、そこで此惡人といふ者は如何なる原因から此惡を行ふのであるか、どういふ人間が惡事を遂げるのであるか、又年齡に因つてはどうであるか職業に因つてはどうであるかといふ、種々に階級を別ち區別を立てゝ見るといふことに付いて監獄は一番便利な所であつて、病氣にしましても原因が分り醫師が藥を盛ることが出來るやうに、監獄に於て如何なる種類の者が社會の害惡を爲すかといふことの一つ原因が發明になりましたならば、此上社會の整理をするといふ事の上に恐く非常な大功を奏するものはなからうと思はれまする、其他種々の点がありませうが此点から見ましても此監獄といふものが完全なるものになるや否やといふことは、社會の學術的の大問題である、最も學術的に容易ならぬ社會學の大原則を作るといふ場所であると考へまする、而して此等の事に付きまして聞く所に據れば歐羅巴諸州に於ては深く攻究をして居るさうでありまする、けれども未だ私共の考では如何に歐羅巴の監獄と雖も完全の頂上に達したといふことは決して申されますまいと思ひます、各國競つて監獄の攻究を致して居るけれども攻究といふは先に望みが澤山ある、仍ほ行ふことが澤山あればこそ皆進んで學術的講究をして居るのであらうと思ひます、又聞く所に據れば此監獄といふことに付いては殆ど一種の專門の學術として歐羅巴では總て研究をするのみならず、又實務に當る人は殆ど自分の一身を委ねて監獄を學術

的に攻究をし、學術的に實驗をしたいといふので監獄事務に從事して居るといふことを聞いて居ります、此等の事は諸君は私どころでなく十分御承知であらうと思ひます、誠に殘念なることには我日本ではそれまでの程度に至らない、歐羅巴でもまだ決して完全なる程度に至つては居りますまいが、日本の今日の監獄といふものは中々歐羅巴で唯今行はれて居る所には未だ遠しであらうと思ひます、加之此監獄といふものに付ましては世の中の人が甚だ輕蔑するが、これは實に驚入つた話である、唯今申す如く實に社會の學問といふものから見たならば高尚な論理が此中に含まれて居るにも拘はらず此監獄を認めて社會一般の人は昔の牢番であるかの如く、典獄諸君をつかまへてさう看做すのである、これは習慣の久しき已むを得ぬことではありませうが、一つは制度の缺点であらうと思ふ、今日の制度に於きまして監獄の事を取扱ふ人の位置が餘り高くなつて居らぬといふことから世の中で之を蔑視するといふことになつて居りはしまいかと思ひます此の如きことは制度から起る罪であつて、勿論深く我々は之に注意して諸君の教を乞ふて改正する道を講ずる積りであります、又一方から見ますれば世の中の人民一般が監獄といふものは何であるかといふ間に對して直ちに昔の牢屋であるといふ思想が浮ぶのである、少しく學問ある人でも他の學問をして居つた人であれば、監獄とは如何なるものであるかと言へば則ち牢屋の變体であるといふ答へを動もすればするといふのが未だ日本の社會一体の狀態であらうと考へまする、若し此の如き事實でありましたならば誠に笑ふべきことである、故に此人心といふものを一方には改良して凡そ監獄といふものは實に大事なものである、社會に最も必要なるものであるといふことを廣く一般の人に示さなければならぬ、又一方に於ては官に在つても之を改正する所の道を講じなければならぬ、此二つの道から前に諸君も御述べになつた如く相俟つて效果を奏するのであらうと思ふ、而して民間に於て輿論を作り監獄の大切なることを知らしめるのは誰の職掌であるかといへば則ち本會の職掌であらうと信じます、此一事を民間に深く浸み込ませることが一方に出來たならば官制を改めることも容易なることであらうと思ふ、即ち世の中の進歩の上に於て監獄の事務は高尚であるといふ輿論が起つて來ましたならば、一方の官制を改めることは眼の前に出來ることであらうと思ふ、併ながら其輿論の起るまで棄てて置くといふ意味ではないが輿論の程度に從つて取扱ひに深く注意が出來るか否やといふことが之に依つて判斷が出來るであらうと私は信じます諸君の御意見は如何であるか、私は未だ經驗に乏しい者でおざりますから諸君の教を乞ひたい爲めに一言申述べた譯でおざります、併せて本日の盛會を祝します。

◉長屋庶務委員長挨拶

ちよと各員に御報道致しますが、唯今鈴木内務次官閣下、小倉警保局長閣下、並に小河事務官閣下に本會より特別會員となられますやう推選いたしました所御三方共御快く御承諾になりました、此段を御報道致します、尚ほ今晩は聊か御空腹を御忍びになりましたから是より緩々相互に御話でもされて十分歡を盡されんことを希望致します



雜錄

◉監獄局長勅任となる

（監獄事業進歩の兆か）

行政整理の結果、幾多の局は廢止せられたるにも拘はらず、僅かに呱々として啼聲を發するに止まれる、此の一新局は、獨り其の命脈を全ふし得たるのみならず、一頭地を拔んでゝ、勅任局長となりたるは、そも亦監獄事業進歩の兆候と謂はざる可からず、蓋し行政整理委員に在ても、監獄事業の重要なることを默認せられたるの結果と見るを得べければなり、素と典獄は既に奏任官たり、之が監督を爲すの主務局長にして尚同一地位たりと爲さば自から其の間に權衡を失し、監督の實を擧くる能はさるの嫌なきに非ず、此の般の改正は其の當を得たること謂ふ迄もなし、而して局長は何人が之を襲ふべきや專任の者なりや或は從來の通り兼任なるやは未定なれども、或は經費上差支なしとせば專任者を置かるゝことあらひとも謂ふ、先づ記者の筆を

採る際までは兼任との風評ありし、

●監獄局の主管事務に就て

（何故に之を擴張せざりしかを怪む）

監獄局の主管事務は從來の通り一、監獄に關する事項二、假出獄監視假免に關する事項とありて別段改正を加へられたる點なし、然れども既に局長を勅任とし、官制を改正せられたる以上は何故に監獄と密接相離る可からざる關係を有する感化並に出獄人保護事業に關する事項を加へざりしや、是等は當然監獄局の主管事務として、之を監督するの要あるものと謂はざる可からず、例ひ今日に在ては政府より補助金を下付せずと雖も、尚その施設に就ては之を奬勵するの要あり且又其の事業の結果若くは管理の方法等に就ても政府は當然之を監督せざる可からず、然らざれば之を放任するの結果或は名を慈善に藉り、營利誘惑を目的とするの團體續出するに至るを免かれず、朝に某院の看板を掲くるもの夕に之を徹するもの〻如きは恐くは一時の虚名を街ひ若くは營利を目的とするものに非るなきを得んや、果して然らば今日と雖も十分に之が監督を施すの要あるに非ずや、況んや他日監獄則改正の場合に於てれや、感化院の如きは一部國家機關の代用に供せらるべき見込あるに非ずや、現に地方局に於ては育兒院等慈善の會社團體に對しては之を明記し監督を十分ならしめたり、此點より比照するも亦權衡を失したるものと謂はざる可からず、斯く論ずるも今となりては十日の菊、詮なし、少くとも他日其の機を得て斯く改正せられんこそ望なれ

●監獄事務官典獄の年功加俸

（本誌官報欄内參照）

從來監獄事務官は一級俸二千五百圓なりしが、改正俸給例に依り一級俸は二千圓となり、尚滿五年の年限を經過すれば五百圓の年功加俸を得るとゝなり、典獄も亦仝一の額にて滿五年以上勤務し、成績好良なる者へは特に三百圓の年功加俸を受くることゝなれり、年功加俸は可なり、一歩を贏して全然給俸例を改正せられざりしは遺憾なり、思ふに此度の改正は全く積極的の方針を採ること能はざりしに由來せるならむ、他日また其の機會あるべきは信じて疑はず

●警視廳北海道廳典獄の改正俸給例

警視廳典獄	一級八百圓	北海道廳典獄	一級千　圓
	二級七百圓		二級九百圓
	三級六百圓		三級八百圓
			四級七百圓
			五級六百圓

警視廳に在ては特に第四部長に補する者は千二百圓迄を給するこゝと爲す、一般に低減したるは頗る遺憾と謂はざる可からず、若し俸給撙算なしとせば、之を改正せずとも他に途あらむ、然るに之を改正し低減したるは何等の趣旨なるやを知らず

●集治監假留監官制の改正

（分監長一名の減少）

集治監假留監官制に依て從來は分監長四名なりしに、改正の結果三名となり、爲めに一名の減員を見るに至れり、聞く所に依れば網走分監廢止の都合なりと、故に同監は、内務省告示を以て十月限り廢止し、釧路分監出張所と改められし所以なりと

判任官の定員に於ても亦六十四名の減員を見るに至れり、既に網走出張所は百名内外の拘禁囚なるを以て、此の吏員は定員を要せざるが可きが故に、多少の減員あるも可なりと雖も、六十四名の多數に至ては各集治監とも七八名の減員を告げざるを得ざるべし

而して茲に最も疑を抱くは、何故に集治監典獄に限り年功加俸の制を定めざるに在り、府縣典獄にして既に年功加俸ありとせば、集治監に於ても亦之の制を採るに非ずんは權衡を失するに至るべし、或は他日之が改正を見るに至るべき歟

●判任官の俸給增加

（最下級廢止）

愈々風評の如く一級俸を七拾五圓と爲し最下級を拾五圓と爲し、五級俸（四拾圓）迄は年限に拘はらず、昇給せしむるを得ることゝ爲せり、思ふに是より判任官俸給平均額も增額を見るに至らむ、喜ぶべき改正と謂ふべし

拾貳圓以下の特別任用の點に就ても改正を施されたり委細は本誌官報欄内に就て覽られよ

●典獄特別任用令は改正せらるべし

（五級俸以上となるならむ）

判任俸給令改正の結果、典獄特別任用令は四級俸以上なりしが、之を改正し、五級俸以上と爲すに非ずんば、

典獄の俸給と相對比し、僅少の差異を殘すのみに過ぎざるべし、之に就ても亦一面典獄の俸給を高むるの必要を感ず、判任官三級の地位に在る者は優に典獄の俸給と相頡抗するを得るは其の權衡を失したる者と謂ふべきなり

◉判任官の新俸給例實施に就て

（實施の際に限り飛越て昇給せしむることを得）

新俸給令實施の際に限り五給俸迄は一時に昇級せしむることを得、且昇級年限は五給俸以上より適用すべきものなりとの解釋に決定せられたりと謂ふ

◉服則並に看守給與品貸與品規則の改正

（典獄協議會の結果）

典獄協議會の結果、多數典獄の希望として典獄及看守長の正裝服制を改正せらるべしとの評議一決したるを以て、內務省に於ては其の議を納れ、近日改正の勅令發布せらるべき都合なりと謂ふ、既に內閣に回附せられたることなれば遲くとも、本月上旬中には發令を見るべし、而して其の改正の正裝服制は、警部長警部の制と同一にして、唯彼に在ては帽章、襟章、袖章の緋絨なるを此に在ては白絨と爲したるのみの相異なりと謂ふ、其の他典獄分監長には特に飾帶を佩用せしめらるべし、外套は從前の制と異らず、兎に角典獄の服制を改正して警部長と權衡を保たしむることは極めて必要なる政略と信ず

之と相前後して看守給與品及貸與品規則の改正發布を見るに至るべし、大要は諮問案と同一にして、カフスを給與品と爲すべきことは委員の說なることは本誌前號に記載したるが、是は陸軍抔にても先例なしとて、給與せざることゝ爲し、發令せらるべしと謂ふ

◉看守敎習規則の改正發布

（本誌發行前か本月初旬ならむ）

看守敎習規則は典獄諮問案に多少の取捨潤飾を加へたる上、近々發布せらるべし

監獄報告例は來年より實施することゝ決し、其の調査を差急がれたる次第なれば是も本月中には發布せらるるに至るべしと謂ふ

◉押送規則の誤解

（警察遞傳を拒むの事實ありと謂ふ）

押送規則第一條に警察遞傳を本則として汽車汽船の便若くは十里以內の押送多人數の押送の場合に在ては直送せしむるも妨なしと規定せられ、之と同時に發せられたる局長通牒に汽車汽船の便ある地方に於ては成るべく直送せしめられたしとの意を寓したるを以て、各地方廳に於ては相互に協議し、直送の方針を採り來たれり、然るに控訴院所在地は、此直送の協議に加はるときは自己經費上少からぬ關係を有するを以て其の申込を拒絕したり、然るに控訴囚押送（返還に非ず）の場合に際して警察遞傳に附せんとするも、近隣の府縣に在ては往々局長通牒に重きを置き警察遞傳の引受を拒絕せりと謂ふ、拒絕すること能はざるは押送規則に照らして明かなり、拒絕すること能はずと雖も、成るべく直送せしむるの方針を採られんこと、內務省の希望する所なりと謂ふ

◉小河事務官の歸京

（至急歸京を命せられたり）

小河事務官は新潟長野の監獄巡閱を了したるのみにして未だ群馬埼玉千葉に赴かざるに先ち、滯在地長野より至急歸京を命せられ、客月十九日歸京せられたり、巡閱未了府縣の巡視は未確定なりと謂ふ

敎誨

◉巢鴨監獄敎誨師處分の問題

頃日、有馬典獄が佛敎敎誨師の內二名を罷めて代ゆるに耶蘇敎敎誨師留岡氏を聘傭したるの故を以て、物議紛然或は檄を飛ばし、其の非を告白するあり、或は新聞紙上に論難辯爭するあり、直虛交々出で終には有馬典獄の人身攻擊さへ見るに至れり

我輩は事の是非曲直を論ずるの前、先づ以て當事者に謝せざる可からざるものあり、則ち之に依て監獄敎誨は如何に監獄に取りて重要なるものなるやを知らしめたるの効績なりとす、歐洲に在て之を見るに監獄改良の機先は常に宗敎家の爲めに制せらるゝ所となり宗敎家先づ之を皷吹し而して社會反響を受け、終に監獄改良の目的を達するを順序とす、焉んぞ知らむ、今日の事或は他日改良の木鐸となるなからむや、若し夫れ斯の如きに至らば我輩之を今日の佛敎僧侶者に謝せざるを得ず、宗敎家豈今日の時に當て惰眠を貪るの秋ならむ

や、須らく警醒奮勵大に罪囚感化事業に向て盡瘁する所なかる可からず、我輩の諸氏に待つ所亦頗る厚し

我邦罪囚の教誨事業は之を兩本願寺の僧侶に委托し來ること玆に貳拾餘年、而して其の効績如何と顧みなば僧侶家も亦所思の十一たに遂ぐること能はず、心中私かに赧然たるものあるを覺へむ、實に然り、由來兇漢獰惡者の內心を醲へさしむるの至難と且監獄教誨の効績は容易に側知標定し難きものあるを以て一概に之を許すこと能はすと雖とも、誠に教誨の効績薄弱なりとの一點は是れ獨り典獄の認むる所なるのみならず、教誨師自身且又一般社會の認むる所なり

既に教誨の効能薄弱なりとすれば、僧侶も亦宜く自警の念を起こし、教誨師を撰擇し、教誨をして有効ならしむるの方法を講ずるこそ至當なり、漫りに言を當局者の所置に訴へ、東奔西走或は舌に或は筆に其の非を號叫する者の如きは、豈益々自家の醜を曝すものに非るなき歟、俗人ならはいざ知らず、苟くも僧侶の身分として、超俗の士として、妥當なるの所業に非るべし、而かも教誨問題を以て、宗法に關するの重大問題とせば可なるべきも斯かる些々たること、宗教の本旨に於て何かあらむ

然りと雖も亦內務省に於ても全く其の責なしと斷言すべからず、教誨事業の振はざるや日既に久し、豈今日に於て然りと爲さんや、若し今日に於て其の不振を悟りたりとせば其の緩慢なるに驚かざるを得ず、既に之を知りたりとせば有馬典獄此般の擧に先ち、東西兩本願寺と改良方法に就て熟議交涉を遂ぐるの策に出でたること至當なるを信ず、多年教誨事業を東西南本願寺に委し來り、一朝其の薄弱なるを悟るに及んで、僧侶を罷免せしむるに至らしめ、且之と殆んど相仇敵視する耶蘇教者を容れしむるの處置を採るに至る迄、之を放擲し去るは、蓋し內務省に於ても喑默の間に此の處置を翼賛したりと認められるも、何等の答ふる辭なかるべし

有馬典獄の處置に於ては事實問題なるを以て、我輩之を云爲するを欲せざるのみならず局外者の容喙し得べき所に非ずと信ず、若し夫れ此の是非如何の問題に就ては我輩は全然有馬典獄に同情を表せざるを得ず、教誨師任免の權は地方長官に一任せられたるを以て敢て局外者の喙を容るべきに非さればなり

而して僧侶一派の之を非認するの論旨は歸する所佛教は公認教にして耶蘇教は私教なり、私教を監獄に入るるは不當なりと謂ふに在り、然も佛教は公認にして耶蘇教は私教ならむ、何故に私教は監獄に入るゝを不可とするや、監獄は布教處に非ざるを以て私教を監獄に入るゝも其の教誨の目的を達する上に於て可なりと認むれば差支なかるべし、監獄に於て私教を用ゆるも之を愛して公教たる性質を帶はしめたるものと謂ふに能はず、公教私教の論は敢て教誨師と何等の關係なたに有せざるなり、若し夫れ論旨を轉して私教をも倘公認せよと謂はゞ、我輩も亦別問題として之を聽かむ、然れども監獄教誨師の點に向て公私教を論ずるは我輩其の見當違なるを信じて疑はず

要するに本問題は感情的に出でたるに外ならざるべし本山に於ても亦之が爲めに靜なからざる資財と勞力とを投じたるに、今更効なしとの簡單なる理由を以て、拋擲し去られたるは如何にも遺憾ならむ、當局者に於ても、亦佛教者を利用して効能多からしむるの方策を樹てしむること至當ならめ、強ち今日排斥する程の見込なきにわらざるべし

唯夫れ我輩の研究せんとする所は監獄教誨は佛教を可とすべきや、將た耶蘇教を可とすべきや、或は所謂道德教誨に依るべきやの問題なり

大体宗教と道德とは何れが最も囚人の遷善改悟の目的を達せしむる上に於て有効なりや、之に就ては諸家各々見解を異にす、我輩の見る所を以てすれば、道德の理義を推して開發せしむるよりも、寧ろ宗教の悟法轉心、入り易きに若かざるものあるを信ず、蓋し當局者も亦宗教教誨の是なるを信するならむ、何となれば現今教誨師の多數殆んど全部は宗教家なればなり、宗教家を傭聘する以上は宗教教誨を是なりと認めたるを推測するに難からず、果して然らば如何なる宗教を可とするや、此點に於ても亦我輩は從來當局者の採り來れる方針を可なりと認む、則ち言を換ゆれば佛教教誨を行ふを可と信ず、何となれば囚人の多數は佛教の家系に屬すればなり、然りと雖も之が爲めに排佛主義の者に向ひ强ゐて佛教教誨を施すは何等の効能なきか故に、此の如き者に對しては便宜同宗の教誨師を聘するか若くは道德教誨に依るか、將た無教誨の已むを得ざるに至るべし

人或は論じて曰く我邦の佛教は其の家に存して人に存せず、故に信者たる標点より之を觀察するときは殆んど無宗教者と稱するも可なり、茲を以て耶蘇教を用ゆるも人其の人を得れば却て効績多しと、然り人の如何に依ること勿論なりと雖も我輩は佛教の容易に囚人の頭腦に入り易きものあるを信ず、佛教の我國に由來する所二千有餘年にして、家庭の有様、父母の信仰等、耶蘇教の歐洲に行はるゝか如く其の感化力厚からずと雖も、而かも亦多年因襲の久しき不知不識の間之に感悟する者あり、我邦の耶蘇教は所謂信者其の人に行はるゝと雖も佛教の範圍は眞正、信者と稱する者の外廣く一般社會に隱徳の勢力を有す是れ蓋し多年の間に涵養蓄積せられたる結果にして、社會の情態亦能く之と融合一致し以て發達を爲し來れるに依ればなり、故に監獄教誨としては少數者の間に深く信せらるゝ所の耶蘇教よりも、寧ろ多數の間に淺く信せらるゝ所の佛教を行い、益々其の尊信の念をして深からしめ、敬仰感孚の志を養ひ、以て衆生を濟度するの可なるを認む、然りと雖も盤根錯節、容易に其の曲を矯むること能はざる兇惡者を歸順せしむることなれば、教誨師其の人の技倆を得ざるに於ては、何れの宗派を用ゆるも到底無効に歸せざるを得ず、要は人物の如何に在り、宗派の如何の如きは囚人感化の上より見れば區々たる末岐を爭ふに過ぎず、若し夫れ人物の如何を論外にし、單に教誨の義のみに就て立論せば、我輩は佛教者を採らんと欲す、況んや佛教者に於ても名僧善知識を備へ德行、優に他人を啓發せしむる者乏しからざるに於てをや

聞説く、該問題の一たび湧起するに當てや、或一派の教誨師は爲めに奮起集合し、今將さに善後策を講じつゝありと、是れ大に喜みすべし、我輩は將來僧侶者の該問題を等閑に付することなく、囚人歸善の點に於て深く討究を悉くされんことを切望に堪へず、而して今之か爲めに淺草本願寺に參集したるの教誨師（東本願寺派）を聞くに左の如し

藤郷了澄、間野關門、三山元樹、中澤亮雄、淺野敬章（以上警視廳）野々山廣開、乾是證（以上神奈川）山科凌雲、高橋久九（以上愛知）本多澄雲、種村實洞（以上滋賀）樑景雲（福岡）竹園還仲、篠方典（以上熊本）橘遠慶、近藤惠隆（石川）眞田回生（富山）堀江正元（新潟）秋月琢朗（福島）瀬昧祐成（青森）土倉是空（宮城）原精一（山形）武田惠敬、根木敎轍（以上北海道廳）伊藤智滿、高木諦量、水谷時平、伊東智滿、合計貳拾九名

而して其の諮問案と稱するものも亦之を左に掲ぐ、客月十七八日頃より開かれたるものにして諮問の議事如何に就ては本會は特に人を派したるも、不幸にして秘密會との故を以て傍聽を許されず、其の要領だに聞くことを得ざりしは遺憾なり、尚差支なき限りは追て全集會より、通知するの約ありたれば或は次號に掲載することあるべし

諮問案

一監獄制度及び其設備等教誨の施行を障害し若くは其効力をして充分ならしむる能はさるものあるか若し之あらは其欠点及び改良救治の方案如何

一教誨師現今の地位及び職權は教誨の功を収むるに適當と爲すや若し之を改正すへしとせは其方案如何

一現今の事情に於て自由教誨を許容することを得へきか若し許容するとを得は之に對する方案如何

一同一監獄内に於て他教々誨師を置くの利弊如何

一宗教上の儀式を行ふを必要とする場合及び其程度如何

一女教誨師を設置するの必要ありや否や

會員諸君に謹告

一爾後雜誌に寄稿の諸士は匿名を用ゐず成るべく本名にて寄稿せられんことを望む

一本月分雜誌は掲載記事多くして諸士の玉稿を來月に差回はすことゝ爲せり惡しからず御諒恕を請ふ

雜誌編輯主任

海外通信

◉本會特別會員在伯林岡田朝太郎氏より佐野尚氏への書簡

益々御清適奉恭賀候迂生も幸に舊によりて舊の如し御約束の通信今以て一回も履行仕らず申譯さへに其後のあらまし

昨五月以來第一の用事は伯林大學にて專攻科目の講

義傍聽の一件、先生は、Lerner, Kohler, Dernburg, Kahl, Heilborn の諸大家學派は概して舊派と稱せらるゝ一派但し日本の一部の人の如く舊派即ち陳腐との速了は間違なり

之に次いでは Moabit 及 Plötzensee の監獄見物、モアビットのは、Baden の Bruchsal の分と幷びて獨逸分房獄の模範とせられたるは御承知の通り何れも Krohne 氏の監獄建築論に其圖及來歷などの書いてある事これも御承知の通り

最後には書籍の買入と例の道樂（刑具拷問具の下圖調製の一件）となれども書籍の方は經費不十分にて思ふ機にはまゐらず但し既に手に入れたる分の中に武田君所有のものと同一のマリア、テレジアナ刑典及び千五百五十五年出版のカル、五世刑典（署してカロリナと稱する奴）も有之、道樂の方は存外はかどりたれば聊か左に其樣子

倫林のマンマンナカのカスタン、ス、パノクチクム（カスタンは製造且つ所有者の名パノクチクムは蠟細工活人形見世物館）の一室と片はしよりの Markisches Museum といふに刑具拷問具其他刑事關係の圖書の蒐集あり專門家を雇ひ（大學の經費にて）傍ら自分も御承知の腕を振ひ（自分の手に成りたる圖書の中には自分に見て吹出すたぐひ少からずよく〳〵の名書たるは察あるべし）三百點近くの下圖出來上り候其中幾分は過日法科大學へ郵送、他は引續き自分所持折にふれて歷史、用法などを書き入れ中、歸朝摸造の上は刑法研究室の參考品陳列場も少しはニキャカに相成るべし

兹にいさゝか失望の感あるは惡童感化、出獄人保護、事業取調の一事にて、存外書いたものは少く、實際について聞見するには時間と巡歷費用とを缺き、御參考になるほどのミヤゲは到底手に入り不申

斯の如くにして本年の春に至り文部省御免許の修學旅行に巡見したるは Dresden, Wien, Budapest, München, Nürnberg の監獄、博物館、大學、議院などにて思ひの外利益有之（議院を見物候とも決して議員になる程のエライ小生にあらざるは之も御承知、學問をして見ようと思ふ小生にとりては尾崎さんが文部大臣になられたとか伊藤さんが隱居されたとかのさはぎはどなりのめしがこげついた程にも感せず）但し度々斯樣な恩命に浴しがたき趣本省より前以て御斷ありたればこの暑中休課には止だ〳〵自修する外なく、ひつこんで自修するのは日本でも出來て僅な留學期限中に、高いめしを喰つてやるのは實以て勿体なし

四月廿九日目下の Halle に轉學、先生は新派の勇將リスト氏一人、本學期は講義は多くは傍聽いたさず。聽く方は一週僅か一時間の監獄學の講義（同先生受持）一週二時間同先生受持の實習と同先生自宅にての談話体の法理研究のみ、（談話体の研究は月曜の晩の六時から二時間ばかり、煙草ものみ、分らなければ先生にもフッカ、リ其都度すんでからは奥さんれ嬢さん同坐の晩めしの振舞ありて若し日本の大學の教授がそんな事をすればあれは御贔走をして書生のきげんを取るといはれそんな惡口にかまはずやればたちまち家資分財の非運たるべく恐るべし愼むべし）さて見るものとしては當地には同先生監督の下に刑法刑事訴訟法及び監獄に關する書類のみの獨立圖書館あり中に閲覽室と研究室ありて閲覽室は未卒業者の分研究室は卒業者教員うちまちりての讀書室、それへ小生も一席を分與されて自分の本もペンも運びれき日々出掛申す次第、本は隨意の使用を許され、分らない事は一寸隣席の先輩にたゞす

なぜ便宜少からず、若し文部省にて非職給を下し賜はり家族が餓死せずリスト先生がいつまでもこゝにとゞまられゝば小生はこゝで十年か十五年十分研究してこちらで講義をしても恥しくない樣になつてから初めて我國の爲め紛骨碎身したき熱望なれど第一文部省とても小生一人の事ではなしそう〳〵せいたくな事は出來まじくリスト先生とていつまで田舍にれく事は世間で承知せずおそくも來年中位には鼻の都の伯林大學へ榮轉の都合なれば小生もひかるゝうしろ髮をふりきつて今年の末には白耳義ブリュッセル大學へ移りロンブローゾ氏の刑事人類學の講義傍聽の筈、目下出願中、當刑事圖書館の所藏無量數萬部之を見たるばかりにて小生の深く感したるは

第一　小生歸朝の上は人が笑はうがそしらうがそんな事はかまはず、一面大學へやには圖書費を請求し、一面春夏の休課に日本六十余州へんれきして奉加帳をふりまはし官民協力の刑事圖書館幷に斯學研究會設備の必要

第二　監獄及び自由刑一般に關する圖書特に獨逸文のものばかりにても五百部以上たるを一見したる

小生は僅々五部十部を通讀して協會などへ得意に通信するの良心に恥づる事

右二件貴下は如何に御らん候や腕力で支那に勝てばとて世界の大立物になりすましたりとも申されまじ伯林のベルチル、パレイのリスト、ゲッチンケンのバール、ミュヘンのビルクマイヤア其他フランク、クアリッチなどこの虎の巻と稱せられたる參考書は此はやまで伯林在職の典獄クローチ氏の著（小河君はクローチ氏と別して懇意なるれもむき）あれを思ひこれを考へれば輓近獨逸の六合に雄飛するは強ち佛國をたゝき殪したる拳固の力にてはあるまじくなど！

右監獄關係の書籍は協會の雜誌閲覽者中一人を益しても本望に候間署評を添へて此次の便にさし上申べく候

以上

岡田朝太郎

佐野尚殿

長尾典獄殿若林典獄殿にも貴下同樣全く御無沙汰

本書面御示し迂生に代り可然御わび被下度候

前雜誌中となりのめしといふ事有此これにつきかつて

朝貌にとなりのめしはこげにけり

と申したるを思いで候小生のうちの朝貌がさかりになりてとなりの者（若い妻君でも家事をわづかる長女でも下婢でもそれはなんでもよろし）があそびほぐれてめしがこげたといふつもり句になるかならぬか誰ぞ風流の人に御たつね被下度候

フロイライン（マドモアゼルでもよろし）

五十ときいて輿がさめ

はいかゞに候や日本には三十振袖四十島田歐羅巴には八十花よめ五十はひすめ

十九やはたちはがきのうち

といふ連中も少からず二八とか二九とかいへばまるでそろばんを習ひそめる小供の事

本會記事

一九月二十六日本會總會を兼ね十週年祭を執行せり來會者の氏名左の如し

鈴木內務次官、小倉警保局長、小河監獄事務官、山上計費課長、監獄局員赤司鷹一郎三浦貫羽村就久印南於菟吉、東京集治監長屋又輔

（本會庶務委員長）諏訪番太郎安田達重安田有秋小林益三郎（本會會計主任）木村善三郎神谷仙松十河政之上村宗五郎羽嶋和造池添進、三池集治監管井誠美三池儀坪井喜業、宮城集治監畑一徹鈴木重實、北海道分監八田哉明三浦義英、警視廳典獄若山茂雄有馬四郎助坂本久藏鈴木熏幸鈴木重則山田虎一深見紋次加藤勝次郎鈴木眞輔鈴木要吉神尾虎之助留岡幸助堀義水河野純孝、北海道廳監獄署佐藤三吾安達吉彌、京都府神谷彦太郎增見喜太郎、大坂府眞木喬、神奈川縣新妻駒五郎、兵庫縣西村茂龍花房敎、長崎縣千石學由井金雄、新潟縣木名瀨禮助長谷川喜一、埼玉縣市川阿蘇二郎辻一路、群馬縣杉野喜祐四卷周作、千葉縣原田守造、茨城縣野口謹造宮永敎布毛泰杉浦長齋木村酉之助布施竹治、栃木縣松本壽樹、奈良縣森元祐尾本安太郎、三重縣伊藤孝之、愛知縣千頭正澄長谷川福馬、靜岡縣宇田德正、山梨縣鼎重行堀順信、滋賀縣筒井明倫、岐阜縣山崎正山川一郎、長野縣五十嵐小彌太、宮城縣山崎德義渡邊正、福嶋縣野崎宏竹村達夫岩手縣小林清一神貞庫川村欽吉、青森縣松山爲治石黑熊太郎、山形縣山懸齊高、秋田縣高木正謙淀川清、福井縣田井重行荒木專一、石川縣白井勘之達五十嵐鄰吉、富山縣山口卯太郎松村政記、鳥取縣長谷川信綱津村駒治、嶋根縣野津久、岡山縣黑澤迪山本鉄吉、廣嶋縣田中義逢中村倚古、山口縣坪井直彦栗屋稔、和歌山縣豐野胤珍高田眞堅、德嶋縣甲斐秀成福泉順一、香川縣高木光久濱田辰四郎、愛媛縣木戸鎗神野忠武、高知縣廣澤鉄郎藏井百馬、福岡縣河俣政鉉鴛井牛丸、大分縣清水精四郎、佐賀縣小野鳥二郎蒲原義三郎、熊本縣藤澤正啓宗像覺馬、宮崎縣柿木順正澄谷林廣勘、鹿兒嶋縣鈴木和介指宿圭介、沖繩縣佐藤元次郎、臺灣總督府橫江勝榮、東京出獄人保護會

主管原胤昭、本會佐野尚堀井敬之助池田宗平

〃百餘拾壹名

官報

◉勅令

閣內務省官制ノ改正ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十一年十月二十二日

內閣總理大臣　伯爵大隈重信

內務大臣　伯爵板垣退助

勅令第二百五十九號（抜）

內務省官制

第一條　內務大臣ハ地方行政、議員選舉、警察、監獄、土木、衛生、地理、社寺、出版、版權、賑恤及救濟ニ關スル事務ヲ管理シ臺灣總督、警視總監、北海道廳長官及府縣知事ヲ監督ス

第四條　內務省ニ左ノ六局ヲ置ク

地方局　警保局　土木局　衛生局　社寺局　監獄局

第五條　地方局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

七　府縣立以下ノ貢院、盲啞院、癩病院及育兒院其ノ他類似ノ用ニ供スル營造物ニ關スル事項

第六條　警保局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　行政警察ニ關スル事項

二　高等警察ニ關スル事項

三　調査出版及版權登錄ニ關スル事項

第十條　監獄局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　監獄ニ關スル事項

二　假出獄及監視假免ニ關スル事項

第十一條　內務省ニ專任監獄事務官一人ヲ置ク奏任トス監獄局ニ關シ監獄ノ事務ヲ掌ル

附　則

第十三條　本令ハ明治三十一年十一月一日ヨリ施行ス

朕集治監假留監官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十一年十月二十二日　內閣總理大臣　伯爵大隈重信

內務大臣　伯爵板垣退助

勅令第二百六十四號（拔）

集治監假留監官制中左ノ通改正ス

第七條中「四人」ヲ「三人」ニ改ム

第十一條中「百八十二人」ヲ「百十八人」ニ改ム

附　則

本令ハ明治三十一年十一月一日ヨリ施行ス

朕警視廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十一年十月二十二日　內閣總理大臣　伯爵大隈重信

內務大臣　伯爵板垣退助

勅令第三百四號（拔）

警視廳官制中左ノ通改正ス

第三條　警視ハ二十五人警察醫長ハ一人典獄ハ三人奏任トス

第四條第二項中「四百十四人」ヲ「三百六十人」ニ改ム

附　則

本令ハ明治三十一年十一月一日ヨリ施行ス

朕北海道廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十一年十月二十二日　內閣總理大臣　伯爵大隈重信

內務大臣　伯爵板垣退助

勅令第三百五號（拔）

北海道廳官制中左ノ通改正ス

第一條　北海道廳ニ左ノ職員ヲ置ク

典獄　監獄書記　看守長　監獄醫

第六條　參事官二人警視及典獄各一人奏任トス

第八條中「七百七十一人」ヲ「四百九十人ニ改ム」

第十九條　道廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲メ左ノ三部及一署ヲ置ク

監獄署

附　則

本令ハ明治三十一年一月一日ヨリ施行ス

朕高等官俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十一年十月二十二日　內閣總理大臣　伯爵大隈重信

內務大臣　伯爵板垣退助

勅令第三百九號（官報）

警視廳高等官俸給令

第一條　警視廳高等官ノ年俸ハ左ノ如シ

典獄　一級　八百圓　二級　七百圓　三級　六百圓

第二條　第四部長ニ補スル典獄ノ年俸ハ特ニ千二百圓マテヲ給スルコトヲ得

第三條　警視警察醫長及典獄ニシテ最高俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至ル功績アル者ニ限リ主事第一部長第二部長及第三部長ニ在テハ五百圓以內其ノ他ニ在テハ三百圓以內ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得

附　則

第四條　本令ハ明治三十一年十一月一日ヨリ施行ス

朕北海道廳高等官俸給令ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十一年十月二十二日　內閣總理大臣　伯爵大隈重信

內務大臣　伯爵板垣退助

勅令第二百二十號（拔）

北海道廳高等官俸給令

第一條　北海道廳長官ノ年俸ハ四千圓勅任事務官ノ年俸ハ一級三千圓

監獄署等官ノ年俸左ノ如シ

高等文官年俸第二號表

一級　二千圓　二級　千八百圓　三級　千六百圓　四級　千四百圓

五級　千二百圓　六級　千圓　七級　九百圓　八級　八百圓

九級　七百圓　十級　六百圓

高等文官年俸第一號表第二號表ニ依ル職員ハ一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ功績アル者ニ限リ五百圓以內ノ年功加俸ヲ給シ其ノ第二號表ニ依ル職員ニ在テハ高等官三等ニ陞敍スルコトヲ得

敍判任官俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十一年十月二十二日　內閣總理大臣　伯爵大隈重信

勅令第三百十號

判任官俸給令中左ノ通改正ス

第三條但書中「八級俸」ヲ「六級俸」ニ改ム

第四條中「漸次」七十五圓ヲ百圓ニ改ム

別表ヲ左ノ通改ム

一級	七十五圓	二級	六十圓	三級	五十圓	四級	四十五圓
五級	四十圓	六級	三十五圓	七級	三十圓	八級	二十五圓
九級	二十圓	十級	十五圓				

附　則

本令ハ明治三十一年十一月一日ヨリ施行ス

現任ノ判任官ニシテ本令施行ノ際別ニ辭令書ヲ交付セサルモノハ現ニ受クル所ノ俸給額相當ノ俸給ヲ受クルモノトス

二級二千五百圓トシ其ノ他ノ高等文官ノ年俸ハ左ノ如シ

奏任　一級　千圓　二級　九百圓　三級　八百圓　四級　七百圓
五級　六百圓

第三條　奏任事務官以下ノ高等文官ニシテ最高俸ヲ受ケ在職五年以上ニ亙リ功績アル者ニ限リ奏任事務官ニ在テハ五百圓以内其ノ他ニ在テハ三百圓以内ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得

附　則

第四條　本令ハ明治三十一年十一月一日ヨリ施行ス

陸地方高等官俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十一年十月二十二日

内閣總理大臣　伯爵大隈重信
内務大臣　伯爵板垣退助

勅令第三百二十一號

地方高等官俸令中左ノ通改正ス

第五條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第五條ノ二　書記官警部長島司典獄郡長ニシテ在職五年以上同額ノ俸給ヲ受ケ功績アル者ニ限リ書記官警部長ニ在テハ五百圓以内島司典獄郡長ニ在テハ三百圓以内ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得　奏事官ニシテ最高俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至ル者亦島司典獄郡長ノ例ニ依ル

●叙任及辞令

敍正八位

市川阿蘇次郎　陸軍監獄長　妹尾鐐太郎
杉野　喜祐　陸軍監獄長　松本　文吉
山口卯太郎　敍正八位　福島　武司
角尾小彌太　敍正八位　新潟縣監獄書記兼看守長　上田　穣世
小野勇次郎　敍正八位　竹村　兼馬
西村　氏親　敍正八位　乾　直四郎
札幌衛戍監獄長ヲ免シ●金澤衛戍監獄長ヲ命ス　敍從七位　山崎　薫
九鬼衛戍監獄長ヲ命ス　敍正八位　吉川　鹿次
姫路衛戍監獄長ヲ命ス　敍從七位　濱田　恒道
依願免本官　敍從七位　澤田　多作
非職群馬縣典獄　正八位　永野　銘吉
筒井　明倫　敍從七位　村岡　平三
野崎　宏　陸軍監獄長　長崎彦之助
廣澤　鐵郎　陸軍監獄長ヲ命ス　千種　成木
正八位　黒木鎚太郎　山崎　武之
田井　重之　陸軍監獄長ヲ命ス　朝倉茂久南
筒井　明倫　陸軍監獄長　乾　直四郎
非職臺南縣典獄　世木　公亮　依願免本官
酒泉　温忠　非職福原三箴　非職愛媛縣典獄　野田　直幹
林　惟吉　正八位　依願免本官
滋賀縣典獄正八位　福原　三箴　二級俸下賜
陸軍監獄長正八位勲六等　敍正八位
妹尾鐐太郎　陸軍監獄長正八位　新潟縣監獄書記兼看守長
松本　文吉　福島　武司
坂口　兼貫　陸軍監獄長　特旨ヲ以テ位記ヲ賜フ
林　惟吉　非職佐賀縣典獄　依願免本官
非職青森縣典獄　松本　正理
依願免職　依願免本官
依願免職　依願免職
依願免職　依願免職
依願免職　依願免職

寄贈書目

一社會雜誌	東京北豊島郡巢鴨村	社會雜誌社
一日本辯護士協會錄事		日本辯護士協會
一監獄公報		大分縣監獄署
一監獄要報		岡山縣監獄署
一監獄月報		佐賀縣監獄署
一監獄月報		新潟縣監獄署
一監獄月報		熊本縣監獄署
一赤十字	京橋區築地	日本赤十字
一統計學雜誌	牛込市谷舟河原町	統計學會
一自由黨々報	芝區公園	自由黨報社
一監獄公報		千葉縣監獄署
一宮城集治監報		宮城集治監
一千葉縣教育雜誌	千葉縣千葉町四百三十番地	千葉教育會事務所
一日本警察協會雜誌	四谷須賀町	日本警察協會
一長野縣監獄報		長野縣監獄署
一帝國法令研究會雜誌	京橋區彌左衛門町	帝國法令研究會
一世界之日本	同町	開拓社
一鹿兒島監獄彙報		同監獄署
一八州	埼玉縣兒玉郡本庄町	刀水社
一群馬縣監獄報		群馬縣監獄署
一監獄報		秋田縣監獄署
一宮城縣監獄報		宮城縣監獄署
一山梨縣監獄報		山梨縣監獄署
一香川縣監獄月報		香川縣監獄署
一監獄報		埼玉縣監獄署
一監獄公報		福岡縣監獄署
一集治監報		三池集治監
一大日本武術講習會雜誌	神田錦町三丁目廿四番地	大日本武術講習會
一日城新法（佛教雜誌）	佐賀縣鳥栖驛	日城新法社
一明治廿年宮崎縣監獄統計表		同監獄署
一明治廿年鹿兒島縣監獄統計表		同監獄署
一教育公報		帝國教育社
一監獄雜誌		警察監獄學會
一六合雜誌		日本ゆにてりあん弘道會
一東京感化院雜記		同院院司發行
一青森縣監獄報		同監獄署
一北海道廳監獄報		同監獄署
一明治廿年大分縣監獄統計表		同監獄署
一眼病トラホーム論	東京眼科病院長井上登太郎氏述	
一救濟新報	神田仲猿樂町九番地	同病院救濟新報社

and arithmetic.

Art. XXXII. When the convicted criminal prisoners, the accused, or those in *Chōjijō* ask to read the books or papers relating to the present law, they shall be allowed.

When the convicted criminal prisoners or those in *Chōjijō* ask to read the books, those books only shall be allowed which relate to moral, religion, education or needful to profession.

When the accused ask to read the books, they shall be allowed, but for the books which are not kept in custody, the approval of the judge concerned is necessary.

Newspapers and essays, which have a special reference to the politics, from exceptions to last two clauses.

Art. XXXIII. The convicted criminal prisoners or those in *Chōjijō* may write a letter to their relatives or friends once or twice a month respectively, and they can not send more than one letter a time, but when they require it to answer the questions by an office, or to their relatives and friends, if the director ascert its necessity, those letters are allowed to be send exceptionably to

第三十二條　懲治人及刑事被告人ノ書籍ヲ看ント請フトキハ之ヲ許ス

懲治人及刑事被告人ノ現行ノ法律命令書ヲ看ント請フトキハ之ヲ許ス

懲治人及刑事被告人ノ書籍ヲ看ント請フトキハ修身宗教教育及營業ニ必要ナルモノニ限リ之ヲ許ス

刑事被告人ノ書籍ヲ看ント請フトキハ總テ之ヲ許ス但領置ノ書籍ハ該當ノ官吏ノ承認ヲ經ヘキモノトス

新聞紙及時事ノ論說ヲ記スルモノハ前二項ノ例ニアラス

第三十三條　懲治人其親屬故舊ニ信書ヲ贈ルハ一箇月ニ一次ト雖モ二箇月ニ一通ニ過クルコトヲ得ス但官司ノ訊問等ニ由テ書信ヲ要スルトキ又ハ親屬故舊ニ回答セント請ヒ典獄ニ於テ之ヲ必要ト認メタルトキハ此限ニ在ラス

the said restraint.

Art. XXXIV. The director shall be examined all letters which the convicted criminal prisoners or those in *Chōjijō* despatch, or in which they are addressed and when he thinks that there is written in them something wicked, vicious, or injurious, he shall not permit to despatch or deliver them, but all the letters from or to accused shall be examined by the judge concerned.

第三十四條　囚人及懲治人ノ發スル信書又ハ外人ヨリ送リ來ル信書ハ典獄之ヲ檢閱シ若シ書中不正不良ニ渉リ又其改悛ヲ妨クルモノト認ムルトキハ之ヲ發贈付與スルコトヲ許サス但刑事被告人ニ係ル信書ハ總テ當該裁判官ノ檢閱ヲ經ヘキモノトス

Art. XXXV. Any one who demands to visit the Convicted Criminal Peisoner, the Accused or those in *Chōjijō* shall be allowed with the Director's presence, but when the Director suspects dangerous in his aspect and conduct shall not be allowed.

第三十五條　囚人懲治人及刑事被告人ニ接見セント請フ者アルトキハ典獄ノ立會ヲ以テ之ヲ許スヘシ但シ典獄ニ於テ形跡ノ疑フヘキコトアリト認ムルトキハ之ヲ許サヽルコトヲ得

In the condition of before clause, if any one who demands to visit the Accused who are to remove Supreme Court of Crime, it shall be necessity to get the permit of Master of Justice Court on its place until the sentence, but except Counsel or Solicitor, and if on the Accused who are in close confinement it is necessity to get the permit of Judge concerned.

前項ノ塲合ニ於テ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ受ケタル者ハ裁判言渡アル迄辯護人ヲ除クノ外其現在地ノ裁判所長ノ允許ヲ受クヘク密室監禁者ハ當該裁判官ノ允許ヲ受クヘシ

Art. XXXVI. When criminal

第三十六條　囚人懲治人及刑事被

内務大臣　板垣伯爵閣下序
監獄局長　小倉久君序
監獄事務官　米金彌君序
社寺局長　久河滋次郎君序
監獄局計表課長　小山上義雄君跋

合著

中村襄君
三浦貢君
上田定次郎君

監獄官教科書

監獄學。實務要領。刑事訴訟法。刑事訴訟法。裁判所構成法。行政法。憲法。統計學大意。會計法規。

菊判八百頁餘
用紙和製上等
總クロース金字入美裝

定價一部金一圓拽約申込者に限り實價金七十五錢但無運送料

豫約申込期限は本年十一月十五日限り。代金は郵便爲換を以て東京四谷區愛住町二番地警察監獄學會磯村免員宛を以て着本直に御送金相成たし但一府縣百部以上取纏め御申込の向へは三ヶ月。二百部以上は五ヶ月賦拂の御請求に應ずべし。送金は四谷郵便支局に限る。製本完成に付申込次第送本致候（一個人の申込は前金を要す）

發行所　東京市四谷區愛住町二番地　警察監獄學會